

日本福祉施設士会 生涯学習誌

# 福祉施設士

Japanese association of Directors of Social Welfare Institutions

特集

透明性を高め積極的な  
情報公開・提供を進める

「福祉施設士行動原則の実践～社会への姿勢」

2015  
12

December



## 日本福祉施設士会倫理綱領

日本福祉施設士会は、あらゆる人々の尊厳を重んじ、福祉施設の運営に精励し、国民の信頼に応えるべく、ここに会員自らの倫理綱領を定めるものである。

福祉施設士は、社会福祉施設の運営、管理の責任を担うものであり、社会福祉に関する深い専門的知識・経験の蓄積と倫理性、公共性に基づいた社会的責任を自覚し、福祉活動を展開しなければならない。

- 1 ..... 福祉施設士は、利用者の基本的人権を尊重し、国民福祉の向上に努める。
- 2 ..... 福祉施設士は、福祉施設運営の質的向上に努め、利用者中心の福祉サービス充実を図る。
- 3 ..... 福祉施設士は、地域福祉向上のため、積極的にその役割を果たす。
- 4 ..... 福祉施設士は、社会福祉における専門家としての自覚をもち、創造性と開拓性を発揮すべく自己の研鑽に励む。

(昭和58年11月12日 決定)

(平成21年3月18日 一部改定)

### 日本福祉施設士会とは

施設運営・管理全般にわたる生涯研修の実施、「福祉 QC」活動の普及など、たゆみない歩みを続けている社会福祉施設業種を横断した福祉施設長の自主的な組織です。事務局を全国社会福祉協議会・法人振興部内におき、会費を財源に自主的活動を続けています。

### 「福祉施設士」とは

「福祉施設士」とは、全国社会福祉協議会が社会福祉施設長を対象に毎年開催している「福祉施設長専門講座」(昭和63年に「福祉施設士講座」より改称)修了者に、全社協会長が授与するものであり、平成27年3月現在、全国で約5,300名の有資格者がいます。

## ② 「論点・福祉施設長」

〔インタビュー〕法人の創設理念を受け継ぎ、組織を発展させていく

社会福祉法人嬉泉 常務理事

袖ヶ浦ひかりの学園 施設長 石井 啓氏

## ⑩ 福祉施設士のめざすもの

3つのモットーを胸に、法人内外で福祉施設士として活動

社会福祉法人長尾福祉会 ハーティヴィラ亀鶴 施設長 森田 浩之

## ⑬ 特集 透明性を高め積極的な情報公開・提供を進める

・地域の幅広い課題に対応できる支援と質の向上

社会福祉法人みのり村 理事長 大木 隆

本部総務課長 松岡 敬一

・第三者評価事業を通して見える社会福祉法人・福祉施設の課題

NPO法人秋田県福祉施設士会 代表 村上 耕治

## ⑫ 誌上講座

地域で見える化・見せる化を進めるために

～インターネットを活用した情報発信のポイント

さいばーとれいん 代表 斉場 俊之氏

## ⑲ DSWIスクエア

東北ブロックセミナー福島大会 開催報告

関東甲信越静岡ブロックセミナー新潟大会 開催報告

## ⑳ あんてな

●日本福祉施設士会 10～11月の活動報告

●活動報告

「全社協 福祉懇談会」報告

●大会開催報告

第26回「福祉QC」全国発表大会 開催報告

●第41期福祉施設長専門講座受講生募集のご案内

●第41期福祉施設長専門講座の受講を推進しましょう

日本福祉施設士会 会長 高橋 紘

## ㉑ 福祉の動向

「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」取りまとめ(抜粋)

- ▶ 現在、社会福祉法等の一部を改正する法律案が国会に上程され、社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化や、事業運営の透明性の向上等の改革の具体化が進められている。
- ▶ こうしたなか、社会福祉法人が今後も福祉サービスの主たる担い手として、また、地域のセーフティネットとしての役割を果たすためには、福祉施設長の自覚的な実践が重要となる。
- ▶ さまざまな種別の施設長等を会員とする本会において、各会員が施設長として活動する際に、拠り所となる「理念」や「考え方」を共有する場や機会が必要となっている。
- ▶ 本企画では、地域社会の状況や社会福祉法人制度改革等の議論を踏まえたうえで、「社会福祉の理念」や「福祉施設長としての心得」をはじめ、施設長の役割や責任、質の高い経営管理に求められる知識や技術について、有識者等の考えやご意見を紹介する。

## 【インタビュー】

### 法人の創設理念を受け継ぎ、組織を発展させていく

社会福祉法人嬉泉 常務理事  
袖ヶ浦ひかりの学園 施設長

石井 啓氏



——全社協「福祉施設長のあり方に関する検討会」報告書では、福祉施設長の「持つべき姿勢や態度等(基本)」のひとつに、「法人理念の理解と職場や地域へ伝える意思を持つ」ことを指摘しています。また昨今は、法人創設者が退かれて次の世代に経営を託す社会福祉法人も多くなっています。

社会福祉法人嬉泉(以下、嬉泉)は、故石井哲夫氏(元日本社会事業大学教授)らが中心となって設立し、自閉症をはじめとする発達障害のある人への支援に係る研究と実践を、法人認可前も含めると50年以上に渡って続けてこられました。現在、東京都と千葉県内に計7か所の拠点を置き、療育、相談、保育の3つの事

業を中心に取り組んでいます。

2014(平成26)年5月に、常務理事として創設期から法人の中心を担われていた石井哲夫氏が急逝され、後任の常務理事として、20年以上身近な場所でお仕事をしてこられ、ご子息でもある石井啓氏が就任しました。

本日は、福祉施設長として取り組む法人理念の継承と、それを具体的な形にする法人組織改革の取り組みについてお話を伺います。どうぞよろしくお願いいたします。

石井 私嬉泉に入職したのは1993(平成5)年です。元々、大学では社会学を専攻しており、大学を卒業後は日本社会事業学校の研究科

(当時。現在は日本社会事業大学の大学院等に再編)に進み、開設したばかりの社会福祉士養成施設(普通課程)を卒業して、社会福祉士の資格を取得しました。

その後、別の法人で高齢者介護事業のソーシャルワーカー及びケアワーカーとして働いていました。3年ほど勤めた後に嬉泉に入職し、前常務理事である石井(哲夫)の指示で、袖ヶ浦ひかりの学園(千葉県)に着任したのが1995(平成7)年ですから、今年でちょうど20年になります。

## 身近な環境にあった福祉の世界

——大学卒業後の研究科への進学は、石井前常務の仕事ぶりを間近に見てということもあったのでしょうか。

**石井** 石井からも特に後を継ぐようにと言われたことはなく、学生時代は、むしろ好きにしろと言われていました。逆に、では何をしたらいいのだろうとも考えました。やはり親の背中を見てというのでしょうか。実は子どものころから、袖ヶ浦の施設だけでなく、法人本部がある子どもの生活研究所(東京都世田谷区)には出入りをしていました。

もっと遡れば、今はありませんが、昔は嬉泉で幼稚園類似施設を運営しており、私はその卒業生でもあるのです。

——そうしたつながりを含めて、療育や保育は身近な場であったということですね。

**石井** 細部はわからなくても、やはりこの仕事の大切さや意義みたいなものは、子ども心にも感じ

ていました。そして大学を卒業後の自分の進路を考えたときに、選択肢のひとつとして福祉はありました。

別に嬉泉に限らず、福祉は世の中に必要な仕事ですし、そこに自分が身を置くということは、曲がりなりにも人様に必要とされる存在になれるのではないかと。そうした漠然とした意識はあり、最初から嬉泉にという選択ではなく、「父の仕事を通じて」福祉に関わってみようという気持ちはありました。

## 自分の言葉で理念を語る

——昨年、法人経営を中心的に担う立場に就かれ、法人の理念、ミッションについて、どのように受け継いでいこうとお考えになられたのでしょうか。

**石井** 最初に考えたのは、法人の理念、つまり法人の底流に流れる価値(大事にしていること)を、私が自分の言葉で表すことでした。石井が支援の方法として創設した「受容的交流理論」\*は、当法人の支援の特質を示すものですが、私は、受容的交流とはある種、支援者側の示す姿勢だと解釈していました。

では、その受容的交流によって、利用者にどのような支援をしていくのか。何を実現していくのかと考えると、「利用者の方が幸せになること」とは思いましたが、ただ「幸せ」では漠然とし過ぎています。さらに考えていくと、「その人らしくあること」が幸せな状態ではなからうか。人は人から受け入れられて、認められて、精神的な自

\*「受容的交流理論」とは、子ども(利用者)の表面に現れる問題となる態度や行動を見ただけで一方向的に排除したり否定したりせずに、その奥にあるその人の心の動き(行動や態度の元になっていること、「どうしてその人はそうせざるを得なかったのか」ということ)を考え、まずは受け入れ、共感し、理解することから始まります。そして相手への好意を持ち続け、「人間的な触れ合い・交流」を積極的に展開していくことで、触れ合いや交流の大切さを根気よく分からせていき、また、周囲の状況や人との関わりを主体的に行えるように自我の働きを育てていきます。それは、相手の立場に立った心理的理解を重視し、人間関係の関わりを通して、本人の主体性の発揮を促し、安定した生活や行動の獲得と社会参加を目指すものです。

(嬉泉ホームページ <http://www.kisenfukushi.com/service/navigation2/ryoiku>より引用)

立をすることがその人なりの幸せだろうと思いましたが。

今まで石井が語ってきた言葉のなかで、これに近いものを探したところ、「自己実現」がそれに当たるのではないかと考えました。そのように考えて今回、法人のミッションとしては、「誰もが自己実現し得る共生社会の実現」を目指すことを掲げました。

自己実現とは、平易な言葉で言えば、「その人らしくある」ことだと思います。ただ、それを認める相手が必要で、1人だけ自分らしく振る舞っても「その人らしさ」とはいえません。周囲が、その人はこういう人で、だから大事なんだ、だからいいんだ、というふうに認めることが、ほんとうの共生社会だと私は解釈をしたのです。

また、周囲の人には、ご家族や地域社会の人も含みますが、その前段階として、特に入所施設では身の回りには支援者がいます。さらに、利用者のことをその人らしく認めていくことに価値を持って、その追求が支援者自身の自己実現として「その人らしく支える」ことにならないと、無理して取り繕ったような形では、本物にならないと思いました。利用者の自己実現を助けることが、支援者としての自己実現になる、そんな組織になっていきたいという思いを込めて、「誰もが」という書き方にしました。

## 自らの体験から身中のものとしていく過程

——そうした思いは、いつぐらいから明らかになってきたのでしょうか。

**石井** その根っこは昔からあった気がしています。幼いころからこうした場に身を置いていたということもあります。幼少期から子どもの生活研究所に通っていたというお話は先ほどもしましたが、自閉症児や知的障害児のグループも同時に活動しており、今の交流保育やインクルージョ

ンのはしりだと思いますが、私も自閉症のある子とお弁当を普通に一緒に食べていました。ちょっと変わったところはあるけれど、この人はこういう人なんだということを普通に受け入れられる。そういう感覚的な記憶は、自分のなかのベースにあると思っています。

そうした感覚は、明確に意識はされていなかったけれども、実際に仕事として福祉を選んだ時点でも折に触れて気づくことがありました。嬉泉の前の職場で、当時の上司から、「あなたはよく痴呆（認知症と言われるようになる前のことです）の人とか受け入れられるね」と感心した風に言われたことがありました。自分では特別なことをしているという意識はありませんでした。たしかにおかしな振る舞いがあったとしても、そこにはその人なりの理由があります。ちょっと困ったことはあるけれども、だからといってその人が悪いということではない。そのことで自分の態度を変えたりとか、その人を軽く扱ったりというふうには毛頭する気はなく、普通に接していたつもりでしたが、周りからは普通に思えないという感覚もあるということ、逆に気づかされたことがありました。——幼いころの体験から素養を育まれ、法人や施設を預かる立場にたって、改めて言葉にしてみたときに、支援者自身の自己実現そして共生社会を実現するためのひとつとして、お互いの認め合いを意識されたということですね。

**石井** 利用者と一緒にいる、身を置いているという状態を、支援者自身が善しとできなければ、その関係には無理があるだろうと思います。もちろん全員が全員に対してそういう感覚をもつことは難しいですし、いつもでもないとしても、少なくとも基本的なところは、一緒にいることによって、支援者自身もある種の喜びを感じたり、心地よいと思えることが大切です。

そこを無理だと思ったら、利用者も支援者もお互い不幸になるので、無理に支援者にならな

くてもいい。そのことに価値をおかなければ、ここで目指している支援はできないというところによくような気がしています。

——そのお考えに共感してくれる人たちと一緒に働こうということですね。

**石井** そうですね。なにか我慢していると、仕事だからといっても無理が出てきます。いくら生活のためと割り切っても、私たちは、人と人との関係性によってその人を支えることをベースにしているので、互いの関係性が本物にならなければ、ちゃんとした支援にはならないと思っています。支援者も、そのことに価値をおけないと、何年かはもったとしても先行きは厳しくなります。

このことは、例えば職員と面談などの機会をもったときには話題にしたりします。仕事を辞めようか悩んでいるような人がいる場合、もしも本質的なところでこの仕事に合わないと思っているのであれば、むしろ違う方向に向いたほうがお互いにとっていいという話をしています。その結果、残念ながら退職となってしまった職員もいます。それでも別に関係が破綻して、お互いシビアな状態にまでなってから辞めるのではなく、その前に納得して、針路変更をしてもらえたという人も少なからずいます。

一方、支援に一生懸命に取り組む中で、職員が燃え尽きてしまうようなことも、かつてはありました。自分が施設長として責任をもつようになってからはなるべくそうならないよう心がけていますし、最近では、考え方の違いはあっても、燃え尽きは起きてはいないのではないかなと思っています。

## 拠点別の管理体制を整えた組織改革

——ここからは、法人の常務理事として取り組まれている経営組織改革についてお伺いします。

石井前常務は、嬉泉の特質として、利用者援助に関する理念(mission)、方法(method)、組織運営(management)という「3つのM」を掲げ、その推進を法人内に示されてきました。

法人経営を引き継がれた石井常務は、平成27年度を迎えるに当たり、「今後の嬉泉の方向性」として、組織体制の柱を、「ミッションと支援方針」「社会的要請を踏まえた経営方針」「法人組織の再定義と業務執行体制の整備」に再整理し、示し方が以前とは変わってきています。ここに至るまでについてお伺いします。

**石井** 今後の法人の方向性を具体的な形にしたのは、石井が亡くなった後です。

ただ、既に石井の生前から本部の事務局長をしておりましたので、私なりにこの法人をどうしていけばいいのかということは、漠然とですが考え始めていました。当然、石井がいつまでもいると思っていたわけではありません。こんなに早いとは思いませんでしたけれども。

石井のようなある種の、傑出した存在を前提にした組織はあり得ないだろう。となると、やはり役割分担しかありません。どう分担するかと考えたときに、これだけ事業のエリアが広がっていますので、エリアごとにまとまりをつけて、そこに責任をもつ人を置き、分割統治するしかないと考えました。それが場長(じょうちょう)です。これは施設長のひとつ上に位置付けています。

複数の事業や複数の施設を擁した拠点の長が場長。その場長を束ねるのが場長会で、さらにそこと理事会をつなぐのが、3名の常勤理事で構成する執行役員会という仕組みにしました。——以前は、執行役員会に相当する部分を石井前常務が担われていた形だったのですね。

**石井** そういうことです。石井一人だった部分を分担して、組織に置き換えたというのが一番シンプルな整理です。

常務理事を引き受けるにあたっては、自分で

全部の号令をかけられないことはわかっています。ある程度の権限をもって号令をかける人として、実際の事業の行い方や人の配置を見た上で、7つの拠点に分けています。

世田谷の本部は、もともと複数の事業を行っています。一つひとつの規模は小さいのですが分野は多岐に渡り、保育も入っています。我々のなかでは保育も療育もそれほど違いはないのですが、外から見るとやはり別物に見られるので、同じ建物でやっても拠点を分けざるを得ず、保育と療育は分けています。

——拠点によっては、単一の施設もあれば複数施設があるところもあります。施設長イコール場長ということか、それとも今の施設長の上にもうひとつ場長を置くということでしょうか。

**石井** 場所によりますね。子どもの生活研究所は細かく、めばえ学園、おおらか学園、こぐま学園とあり、それぞれに園長がいるので、それを束ねる場長を1人置きました。袖ヶ浦も去年までは私が全部やっていたのですが、今はひかりの学園だけを私が受け持ち、他に3人の施設長を置きました。それを束ねる場長が私になっています。

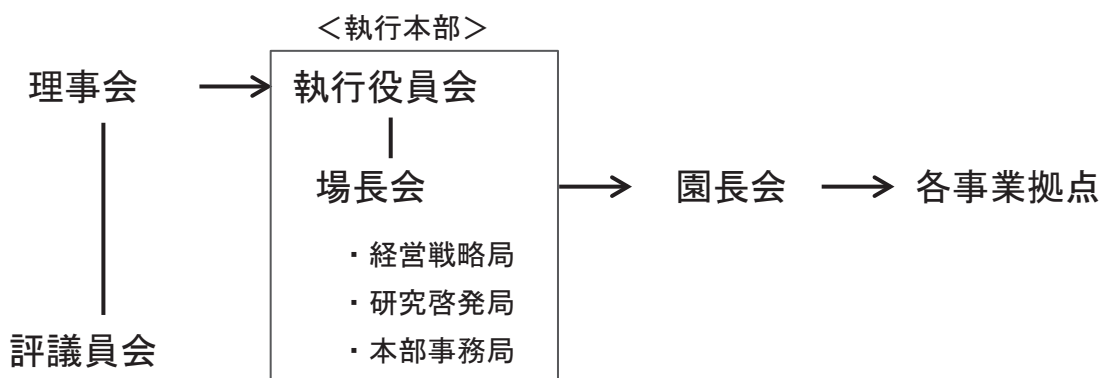
また、世田谷区内に4か所ある相談室の室長は副園長格ですので、それを束ねるという意味で、中核となる療育センターげんきのセンター

長が場長として相談室も全部カバーしています。——こうした組織改革の実施に向けては、所定の手続きや決議を踏まれたと思いますが、そのプロセスや議論になった点をお伺いします。

**石井** まず、私と、現場の施設長で理事でもある2名による「執行役員会」にこの原案を諮りました。そこではそれほど異義はありませんでした。ただ、その次の場長の人選で苦労したのは、法人本部のある子どもの生活研究所の業務執行体制です。法人本部と規模の小さな事業が複数、さらに東京都の委託事業である、TOSCA(東京都発達障害支援センター)があり、その全ての責任を石井が担っていたのです。そうなると思うと誰が場長になっても、「石井の代わりなんていません」という気持ちが出てしまいます。情緒的には私にという声もあったようです。最終的には、かつて袖ヶ浦での施設立ち上げに関わり、一旦法人を出て外で教鞭をとった経験があり、研究者としての面で石井を引き継いでいる理事に場長を引き受けていただきました。

大きな変革ですので、どうしても組織内では抵抗感もあったと思いますが、そのなかではベターな選択ができたのではないかと、今になっては思えます。

図 社会福祉法人嬉泉 運営機構図





## 立場の経験が視野を広げる

——組織の方向転換を進める際の、バックボーンになったお考えやご経験について伺います。

**石井** 個人が広範囲に目配りをして、その経験や技量だけで統治していく組織は、非常に脆弱だと感じていました。これは石井を批判するつもりではなく、少なくとも石井が健在なうちは石井のやりたいようにやればよいと思っていました。ただいずれは組織を(私自身が受け継ぐかどうか別として)きちんとしたガバナンスを働かせる体制にしていかないと、無理がくるだろうとは思っていました。

——そうしたお考えは、いつ頃から持つようになったのでしょうか。

**石井** 具体的には、袖ヶ浦で施設長になった平成20年以降ですね。自分がある程度責任を

もつことで、石井が袖ヶ浦に訪れる頻度も減り、良きにつけ悪しきにつけ影響力も弱まってきていました。それまでも私はある種、石井を補佐する立場ではありましたが、職員に対して自分が石井の言葉を伝えるときも、やはり自分の言葉に咀嚼しないと伝わり方が全然違うということがありました。そうした経験は意識しましたし、個人だけに頼らず組織として強くしていく必要性は感じていました。

もうひとつは、あまり直接的な経験の反映ではありませんが、実は他の社会福祉法人の役員を務める中で、一期・二年間だけですが、理事長になったことがあります。小さな法人で職員数も少なく、創設者がとても大きな影響をもっている組織です。その人に、組織統治の部分を頼むと言われ、引き受けさせていただいたことがありました。

端から仰ぎ見るようにして組織のトップを見るの



袖ヶ浦の拠点内の一室に設けられた石井哲夫記念館には、石井哲夫氏の執務スペースが再現されている。

と、自分が身をもって体験する違いは大きいということ、この時に、感覚的にも実務的にも体験することができました。

——後々、法人経営の立場に就くうえでの貴重な体験をされたのですね。

## 自己実現につながる、果たすべき責任

——法人の統治を行い、理念を引き継ぎ、組織を改革して、次の発展へと進む上では、かかる重みやプレッシャーにどのように折り合いをつけ、身を置いていらっしゃるのでしょうか。

**石井** 日頃はあまり意識しないようにしているのですけれども。

石井の存在は私のなかではすごく大きく、自分が代わりになるということではなくて、石井が切り拓き、成してきたことを、できるだけ継続させたいという思いが根っこにあります。それを自分なりに責任を果たしていき、法人がきちんと続いていけば、石井に対して、ここは子としての感情になるのかもしれませんが、受けた恩を返すことにもなるし、それが私の自己実現になるという思いです。

もし自分に限界がきたら、当然、人に譲ることはやぶさかでないし、なにがなんでも自分でという思いではありません、ただ、曲がりなりにもやれると自分で思っている限りは、やりたいという気持ちはありますし、それが支えといえ支えですね。

——石井前常務が切り拓いてこられた、支援の理念や方法論の発展、そしてここまで組織を築き、多くの人たちを支えてきた、嬉泉の福祉を続けていくという思いですね。

**石井** その意味では、ここ袖ヶ浦の施設、特に袖ヶ浦ひかりの学園の利用者は、入所して40年来の方ばかりであり、石井がその人たちと培ってきた関係性を私なりに見てきました。私も、

途中からですけれど彼らとの関係というのを築いてきた自負もあります。その人たちを大事にしたいという思いと、そこを支援する職員集団も、石井が基礎をつくり、少なくともここ10年は私も具体的に関わってきていますので、そこで仲間づくりをしてきたことを大事にしたいという思いもあります。

## 次世代の育成に向けて

——ここまでのお話を伺い、石井常務は、子どものころから交流の経験を重ね、他法人での業務や他法人の経営のご経験もされてこられました。後継となる人材には、石井常務と全く同じような経験を期待することは難しいと思います。次の嬉泉を担う人材の育成についてお話を伺います。

**石井** 人材育成は、意識していることでもあり、かなり力を入れて取り組んでもいます。まずは現場レベルの話ですが、最優先の課題です。

ただ、現場での支援者の育成と、管理者の育成では、別の部分があるとは感じています。支援者として深めていくとどうしてもケースにのめり込むことがあり、特に療育の現場で長くそこに集中していると、チームとして取り組むので組織管理は業務に入ってくるのですが、好き嫌いで言えばあまり好きではない、あるいは組織管理の業務に興味がないという人が多く、そこは課題だと思っています。

そのことを踏まえて、次のような取り組みを進めています。

### ①委員会活動

組織管理にも、きちんと目を向けていってもらいたいという意味で、研修も意識的に進めています。なかなか日常的に組織管理の研修を、というわけにはいきませんが、法人内で委員会をいくつか立ち上げ、活動のなかで組織管理に目

を向けていく機会をもってもらおうようにしています。そうしたなかで組織管理の必要性が十分わかっている人は少なからず増えてきてはいますが、自分がそこに身を置いて引き受けていく、担っていく、背負っていくとなるには、まだ少し足りないという現状です。

委員会活動は、リスクマネジメントや災害対策、苦情解決等のテーマ別で行っています。お恥ずかしい話ですが、もう既に園長になっている30代後半から40代の若手が、今まで財務のことが興味の外にあり、全て事務職にお任せとなっていたけれど、そうではないんだ、という声が、ごく最近ですが上がってくるようになりました。ちょっとした変化を掬いあげる形で、うまく育成につなげていければと思っています。

## ②プロジェクトを任す

また、実際に自分が事業をちゃんと作り上げていくという経験をしないと、「自我関与する」ことを実感としてもちにくいだらうと思いました。小さな事業でいいと思いますが、立ち上げから任せていくということを少しずつやってもらうことも、これから必要かなと思っています。今、東京でひとつ保育の事業が動き出しています。そこで保育園長になったばかりの若手に任せて、もち

ろんスーパービジョンはしますけれど、行政との交渉からやってもらうようにしようと思っています。いずれはその人が場長や理事になっていっても、そういう道筋を考えて取り組んでいるところです。

## ③人材配置

拠点内や拠点間の異動については、意識的に育成の要素を含ませて行うものもあります。これは療育や相談といった事業内だけでなく保育も含めてあります。

他施設での経験者で、いわゆるチームアプローチの部分で秀でている人を、若い保育士をまとめるという意味で、保育所の主任に据える対応をしたこともありました。実は今、保育園の園長には、保育士資格をもっていないけれど管理者を務めている人もいます。

本質的に、特に発達障害の人の療育は保育に通じる部分もあります。現場で療育の体験がありなじみのいい人は、保育者としてもすぐれた資質をもっていると評価できるとも考えています。管理者としても幅広い経験を積み、法人を支える人材の層を厚くしていきたいと考えています。

——本日はありがとうございました。



地域交流センター外観

## 3つのモットーを胸に、法人内外で福祉施設士として活動

社会福祉法人長尾福祉会 ハーティヴィラ亀鶴 施設長

森田 浩之

(老-29期、No.3986)



### 1 四国遍路“結願のまち”

社会福祉法人長尾福祉会は、香川県東部のさぬき市にある。市の北部は、瀬戸内海に面し、小さな岬・半島や砂浜が交互に織りなした海岸線を形作っている。市の中央部は、西方の高松平野と連なった平野が広がっており、南部は、讃岐山地の山間部ということで、海と野と山という自然豊かな街である。また、さぬき市は、四国遍路88か所“結願(修行の完了の意)のまち”でもある。海岸部の志度には86番札所志度寺、平野中央の長尾西には87番札所長尾寺、讃岐山地の多和には88番札所の大窪寺がある。人口は約52,000人、高齢化率は32.6%となっている。

わが法人は1995(平成7)年7月に設立し、1996(平成8)年9月に定員50名の精神薄弱者更生施設(当時。現在の障害者支援施設)のぞみ園を開園させた。介護保険制度スタートを翌月に控えた2000(平成12)年3月1日には、特

別養護老人ホームゆたか荘を開園することとなる。その後も、障がい者(児)、高齢者分野ともに通所事業や就労関係事業等の在宅福祉を発展させ、地域福祉の向上に努めてきた。

法人理念の「障害をもっていても もっていないくても 男も女も 生まれておめでとう 成長しておめでとう 長生きしておめでとう といえる社会づくりをめざす」は、全ての人が、この世に生を受けた時から、健やかに育ち、のぞみをもって生きることができ、心豊かな生活をする権利を持っていることをこの社会で普遍化、一般化できることを法人の理念としている。

筆者は、特別養護老人ホームに2000(平成12)年から勤務し、施設介護を中心に現場を見てきた。様々な在宅生活者及び介護者からの相談を受けるなかで、もっと在宅を知らないと、施設介護が現実から乖離していくような思いと、施設が在宅生活から完全に分離した生活になるのではないかと危惧を抱くようになった。そうして、在宅部門の充実に注力することになり、

2006(平成18)年のデイサービス開設に始まり、2012(平成24)年には相談機能を持たせた複合施設の開設に至っている。私は現在、その複合施設「ハーティヴィラ亀鶴」で施設長をしている。施設の構成はサービス付き高齢者向け住宅10室、ショートステイ20床、デイサービス35名、訪問介護、居宅介護支援となっている。

### 2 「謙虚」、「融和」、「未来堅実」

施設長に就任して以来、3つのモットー、「謙虚」、「融和」、「未来堅実」を常に意識して仕事をしている。施設長といっても、職員とともに仕事をするし、管理するヘルパー事業所の介護も週4時間のペースで入れるように自らを置いている。現場に入る方が、利用者の話を介して職員とコミュニケーションが取れて都合がいいことも多々ある。そして職員も都合よく私を使っているようである。

筆者は前職では福祉とは全く異なる仕事をしていた。15年前に福祉の仕事に従事した当初は、他の業種から比べると大変特異に感じたことを覚えている。社会的な位置づけが違うので当たり前のことであり、今となっては己の無知さを恥じるばかりであるが、実際、当事者になってみないと分からないことも多い。

そこで第1の「謙虚」ということであるが、自身に偏った主観が強いと、見える情報と聞こえる情報が少なくなり、運営面では判断を誤ることがあるかもしれない、ケアの面では独りよがりになってしまう危険性がある。かつての措置制度の枠組みのなかでは、語弊がある表現かもしれないが、いわば行政の下請け的な施設運営さえできれば良かった施設長は、世間の目や制度が刻々

と変化する現在、組織の長としても常に「謙虚」(学ぶ姿勢)でなければならないと思っている。

次の「融和」は、施設の一体感をどう醸成していくかである。最近の離職理由調査の常に上位にあるのが「職場の人間関係」であり、24時間365日利用者支援を行っていく上で、職員同士の関係は一番大切なものである。職員相互の公私におけるサポート意識、良好なコミュニケーション関係が職員間でみられれば、離職はほとんどなく、サービスの質もチームとして向上していける。施設長はじめ管理者は、利用者一人ひとりを処遇するのと同様に、職員も一人ひとりの生活環境や価値観を理解し、法人や施設としての共通の価値観へ近づけていく配慮をしなければならない。

第3に、社会福祉法人・施設は「未来堅実」でなければならないと思っている。財務強化、人材確保・育成、地域での取り組みを積極的に行い、地域の社会資源としてなくてはならないものとして認知されなければならない。当法人の今後の計画では、現在の施設の隣に複合型の児童福祉施設を開設し、地域、子ども、高齢者の交流の拠点として整備を行う予定になっている。また、人材育成・確保の点では経験者よりも未経験者を優先的に採用したり、隣県の福祉系大学と提携(就労しながら通信制の大学に通い学位と資格を得ることができる。学費は法人が全額負担する。採用広告費や有料紹介の利用より費用は低く抑えられる。)しながら人材の確保に努めている。特に成果が上がったのが職員紹介制度である。今まで全職員170名中14名が2年以内の紹介採用であり、しかも退職者は未だに出していない。

また、福祉施設士の法人内の取り扱いにつ

いては、個人会員という側面もあるが、当法人ではキャリアパスの条件の1つとしていて、新しい施設長には施設長専門講座の受講を義務づけており、2016(平成28)年度にも1名が受講予定である。

### 3 福祉施設士と日本福祉施設士会について

筆者は、2015(平成27)年度から香川県福祉施設士会の会長なった。前会長からは約30歳若返りをしたこともあり、諸先輩方が退会するのではないかと私にとって大変気がかりであった。それでも、ほとんどの先輩会員は各種別団体で顔を合わすことがあったため、何とか会に留まっていた。しかし退会者からは「得るものがない」と厳しい意見も頂いており、これからの会の運営や会員拡大について多くの課題を抱えているのも事実である。現在、香川県からの専門講座の受講者(第40期)は、把握しているところで5名おり、何とか全員入会できるような事業計画の見直しも行っていきたいと思う。

香川県福祉施設士会では、年5回の定例勉強会とQC発表会を事業計画に挙げ実施している。QC活動について実施施設は減ったものの、継続している施設のレベルは非常に高く、大変参考にさせていただいている。福祉施設士といえば「ああQCの会ね・・・」と言われることが多い。勿論QCは会の主要事業ではあるが、他にも施設長に特化した研修もあるので、しっかりアピールしていきたい。

そして全国的なさらなる会員拡大が大きな課題である。ロフォス湘南には毎年約150名の施設長専門講座受講生が集い、修了していく。受講要件も緩和されて若い管理者も多く修了している。例えば修了式には若い世代の施設長が広報として参加するなど、何とかその若い世代にも日本福祉施設士会に入会してもらい、会の活性化につなげてほしいと思う。

### 4 香川らしいプラットフォームづくりをめざして

香川県では2015(平成27)年7月から全県で、総合相談支援事業「香川おもしろネットワーク事業」をスタートさせた。これは生活困窮者をはじめ日常の生活でお困りの方が、各市町の社会福祉協議会や社会福祉法人・施設に相談できる窓口を設置するもので、相談業務や現物給付、現金の貸付、フードバンク等、幅広く対応できる仕組みになっている。筆者も香川県の運営委員として参画させていただいている。委員長は元香川県福祉施設士会長であった尾崎民子氏である。

施設ではいったい何ができるのか、施設機能をどのように地域に還元するか、施設や社会資源の点のサービスを面のサービスへ充実発展させる取り組みには何が必要か、多くの福祉施設士が携わり検討を重ねている。これからの公益的取組の一つとして香川らしいプラットフォームづくりに会員力を合わせていきたいと思う。

# 透明性を高め積極的な 情報公開・提供を進める

2000(平成12)年の社会福祉基礎構造改革においては、福祉サービスの質の向上を図る取り組みとして「第三者によるサービスの質の評価」が盛り込まれ、同時に、事業の透明性を確保するために「情報開示の義務化」や「情報提供の促進」が進められてきた。本会においても、「福祉施設士行動原則」行動③として「透明性を高め積極的な情報公開・提供を進める」ことを示し、社会への姿勢として実践に移すことを求めている。

社会福祉施設全体では、「福祉サービス第三者評価事業」の受審率は、義務化された施設種別を除いて高いとは言えず、引き続き受審を推進していく必要がある。第三者評価は、定められたから行うというものではなく、本来の趣旨である提供する福祉サービスの質を向上させるという目的を達成するため、全国共通の基準に基づいて実施するという受け止めが必要といえる。また、福祉サービスの性格上、「情報の非対称性」は常に課題となっており、その解消に向けても積極的な情報公開・提供を進め、利用者や家族を含む社会全体からの信頼を高めていくことが大切である。

会員施設の実践から、福祉サービスの質の向上と地域の課題解決に向けた、情報公開・第三者評価の取り組みを紹介する。

# 地域の幅広い課題に対応できる 支援と質の向上

社会福祉法人みのり村 理事長 **大木 隆** (他 - 35期 No.4778)  
(大分県老人福祉施設協議会会長)  
本部総務課長 **松岡 敬一**



大木 隆氏



松岡 敬一氏

## 少子高齢化が進む中で

社会福祉法人みのり村は、大分県の国東半島東南端の別府湾を望む杵築市と日出町に事業所がある。

国東半島は、2013(平成25)年に世界農業遺産\*「クヌギ林とため池がつなぐ 国東半島・宇佐の農林水産循環」として認定されたことでも知られ、瀬戸内海に面した温暖な気候と豊かな自然に恵まれている。またこの地域の歴史は古く、奈良時代から平安時代にかけて「六郷満山」と呼ばれる山岳仏教文化が栄えた一帯でもある。

当法人の地域は、杵築市が人口約3万1千人余りで高齢化率は33%。日出町は人口2万8千人で高齢化率24%であり、両市町合わせても人口は6万人弱である。特に杵築市では全国平均を上回る高齢化率で少子高齢化が進行しており、地域包括ケアシステムの構築を全国に先駆けて進め、介護予防にも積極的に取り組んでいる。

\*国連食糧農業機関(FAO)が2002(平成14)年から開始したプログラム。社会や環境に適応しながら何世代にもわたり発達し、形づくられてきた農業上の土地利用、伝統的な農業とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性に富んだ、世界的に重要な地域を、次世代へ継承することを目的に認定する。2015(平成27)年11月現在、世界13か国の31地域が認定を受けている。

## みのり村の歩み

当法人は、1951(昭和26)年、西日本初の精神薄弱児施設(当時。現在の障害児入所施設)「みのり園」として、日出町に4名の児童と6名の職員というささやかな規模で発足した。

当時、戦後の混乱と窮乏のなかで、創設者は職員とともに、地域住民などの篤い支援を受け、省みられることの少なかった障害児に光を当てようと施設を立ち上げ、支援に乗り出した。

その後施設は、関係者の努力により逐次、充実と定員増が図られ、1962(昭和37)年には日出町に精神薄弱者更生施設(当時。現在の障害者支援施設)白百合園、1964(昭和39)年には杵築市に精神薄弱者更生施設白萩園、その後、1974(昭和49)年には特別養護老人



創設期のみのり園



ホーム菩提樹を開設した(平成20年ユニット型に改築)。さらに、通所サービスとして高齢者デイサービスセンター、障害福祉サービス事業所(2ヶ所)、障がい者のグループホーム、日出町には児童発達支援センターを開設してきた。2015(平成27)年4月には杵築市内に高齢者、障がい者、児童が集う「高齢者まちかど交流サロン」を、社会貢献事業の一環としてオープンし、地域へ開放している。

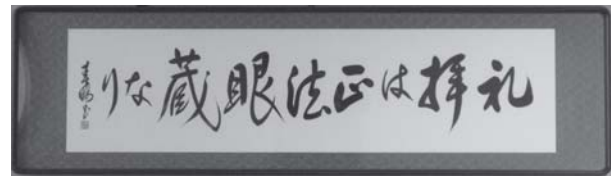
現在では、杵築市、日出町内に障害児・者、高齢者の9拠点の施設サービスを中心に在宅サービスの介護福祉タクシー、配食サービス、相談支援など発達障がい児から、障がい者、高齢者まで30以上の福祉事業を実施している。2015年は、法人を創設して64年を迎え、法人全体では、約500名がサービスを利用し、約270名の職員が従事している。

みのり村の特徴は、創設者が広大な土地を求めた所にある。それぞれの行政区に拠点施設があり、障がい児から成人、就労そして老後までの安心を創りあげている。このような形で総合福祉ケアサポートセンターとしての機能を兼ね備えている。

当法人の経営理念は、「みのりの精神である、慈愛・奉仕・研究を基本精神とし、地域社会より愛され認められる法人を目指し、社会福祉事業の担い手として地域・社会へ貢献します」である。これは、創設当初からのみのりの精神である「人が人を大事にする。人間礼拝」を具現化したものである。

## 情報公開の姿勢と実践

2000(平成12)年に社会福祉基礎構造改革がスタートし、同年には介護保険制度が開始された。その後、障害者支援費制度が実施され、社会福祉制度の改革が始まった。時期を同じくして、当法人は、創設50周年を迎え2代目の



法人創設の精神を掲げた額

現理事長が就任した。法人にとって当時は、老朽化した入所施設の改築が喫緊の課題であった。

社会福祉基礎構造改革の全体像は、図1の通りであるが、ここでは①サービス供給量の確保、②福祉サービスの質の向上、③利用者の自立を支援する保護制度の整備、に着目し、当法人では、利用者のプライバシーへの配慮と、高齢化・重度化に対応する居住空間の整備、福祉の質を向上するための外部評価の導入、地域社会への情報発信が必要不可欠と考えた。

まず取り組んだのは、サービス提供の基盤となる時代に合ったハード面の計画的整備である。入所施設の全面改築と通所サービスの充実を集中的に進めてきた結果、2008(平成20)年に施設整備計画がひとまず完了した。翌年からは、ソフト面の強化として第三者評価の受審を開始した。これらは、旧措置制度からの組織風土の脱却と、ご利用者や地域社会に対して当法人の姿勢を示す「見える化」の取り組みである。

## 第三者評価受審と福祉サービスの質の改善

2009(平成21)年から開始した第三者評価は、入所施設を中心に5施設で受審してきた。2014(平成26)年度は、デイサービスセンターを受審し、今後さらに第2種事業の在宅サービス事業についても受審する予定である。

第三者評価を受審したことによる最大の利点は、施設の強み、弱みを同時に把握できることである。福祉サービスを提供する現場として、

外部から見た視点を職員全員で確認し、課題を共有出来たことは非常に意義深い。

実際受審した施設の管理者からは、「第三者評価を受審することが目的ではなく、受審して浮き彫りになった各課題を今後スタッフ一同により改善し更に向上させていくかを考える、そこまで行って初めて第三者評価を受審した意味合いが生まれてくる」との意見もあった。この評価結果は、関係機関のホームページにて公開している。

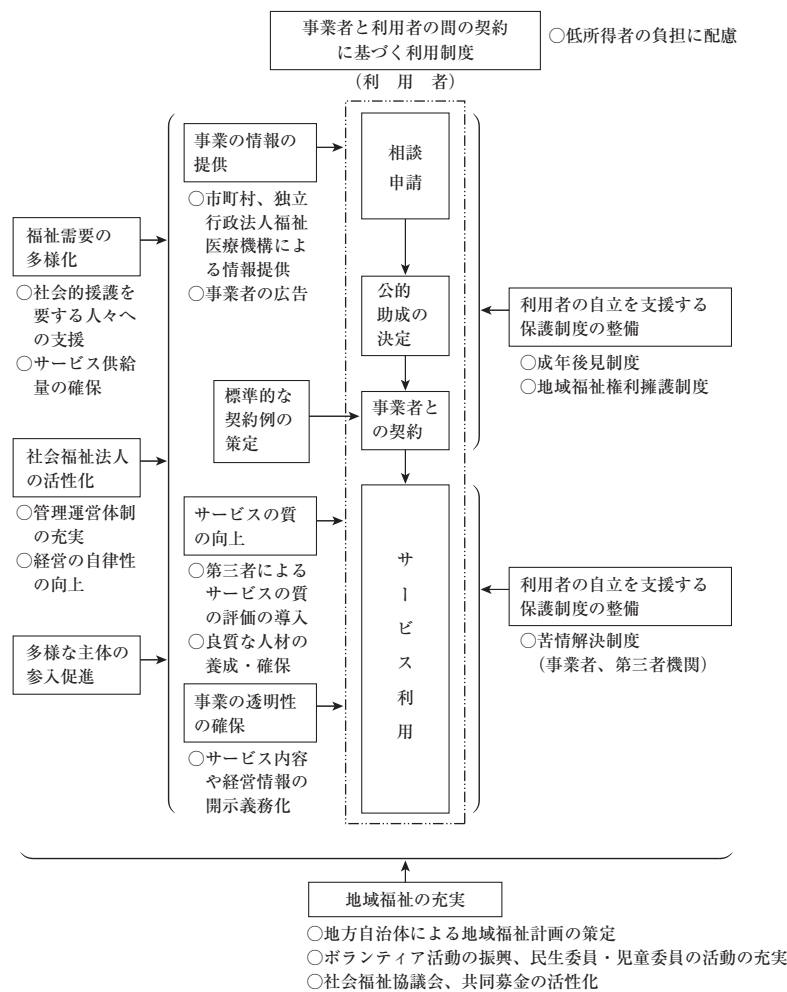
受審結果の指摘事項では、評価の高い点は、①理念や運営方針が明文化され日々の支援に生かされている、②利用者本位のサービスを提供し一人ひとりの個性を伸ばしている、③多彩

なクラブ活動、を展開している、というものであった。

一方、改善を求められる点として、①中長期的な事業計画の策定。②福利厚生事業への加入、③職員の人材育成のため、長期的な計画の作成、などの意見を頂いた。

この評価をもとに、理事会・評議員会及び施設管理者間で当法人のあるべき将来像を議論し、2014年度に中長期事業計画を策定した。現在、その実現に向けて、若手職員を中心とした勉強塾の開催、福利厚生事業への加入と充実、さらに管理者による人材育成検討会議を組織し、法人内部で侃々諤々の議論を開始したところである。

図1 社会福祉基礎構造改革の全体像



出展：社会保障審議会福祉部会(平成16年4月20日)資料  
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/04/s0420-6a1.html>

## 「お客様」からの視点

第三者評価は、事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること。そして、利用者や家族が福祉サービスを選ぶ重要な情報となることを目的としている。しかしこれは、単純に福祉サービスの質の向上に留まらず、福祉施設に対し「お客様」という新しい視点を取り入れた重要な仕組みであると考える。

このような取り組みは、社会福祉法人を経営する上で、利用者の安全、権利擁護、職員の育成、サービスの質の向上、中長期計画の策定等、健全な福祉経営を行う重要な指針となっている。

## 地域の課題解決に貢献していく取り組み

第三者評価は、目に見える形での評価でありこれは非常に重要なことである。しかし地域社会では、発達障がい児等の増加、認知症や引きこもり高齢者の急増、生活困窮者対策など、非常に複雑でかつ深刻な問題が多く発生している。従来の制度の枠組みでは対応しきれない、地域の福祉課題の解決に積極的に取り組む公益活動が、社会福祉法人の本来の使命だと考える。

当法人では現在、杵築市、日出町と災害発生時の福祉避難所の協定を締結し、地域の安

全・安心な場所の提供に努めている。また、地域の交通事故防止のため自主的に交通安全街頭活動を年4回実施している。さらに、2015年に杵築市内に開所した介護予防拠点「まちかど交流サロン 福ろう」には、認知症カフェをオープンした。日出町内では、発達障がい児支援の拠点づくりを現在進めている。

より広域の取り組みとしては、生活困窮者支援として各法人が拠出金を出し合い、CSWを圏域内に配置した「おおいた“くらしサポート”事業」にも参画して開始したところである。職員へは、認知症サポーター養成研修の受講も積極的に推進し、誰もが安心して暮らせる街づくりを市と一体となり法人全体で目指している。

## 地道な活動の継続から福祉社会の完成へ

時代の変遷と共に、福祉のあるべき形も少しずつ変化している。社会福祉法人に対して地域・社会から求められる役割が高度化する中で、福祉の主たる担い手となり、地域社会へ明確な姿勢を示していく必要がある。

当法人の、法人外部への発信を企図した活動は、まだまだ端緒を開いたばかりである。地域社会での地道な活動を継続していくことが福祉社会を完成させる近道であり「地域から愛され、認められる法人」に繋がって行くと考えている。



まちかど交流サロン 福ろう



福ろう内の認知症カフェ

# 第三者評価事業を通して見える 社会福祉法人・福祉施設の課題

NPO 法人秋田県福祉施設士会 村上 耕治 (障 - 12期、No.1730)



福祉サービス第三者評価事業(以下、第三者評価事業)とは、「提供されるサービスの質」を当事者以外の「公正・中立的な第三者評価機関が専門的・客観的立場」から評価することが意義とされ、個々の法人・施設が、自施設等の運営における具体的な問題点を把握しながら、自法人・施設等のサービスの質の向上に結びつけることを目的としている。また、第三者評価事業によって公表された福祉サービスの評価結果から、「利用者の適切なサービス選択に資する為の情報となること」も目的とされている。

本事業の法的根拠は、社会福祉法第3条(福祉サービスの基本的理念)、第5条(福祉サービスの提供の原則)、第24条(経営の原則)、第78条(福祉サービスの質の向上のための措置等)が関係しており、特に第78条に基づいているものといえる。

筆者は、秋田県福祉施設士会の事業として取り組む第三者評価事業の調査者を務めている。本事業を通して、社会福祉法人・福祉施設の課題を考えたい。

## 法人設立と評価機関としての活動

2008(平成20)年1月15日、特定非営利活動法人 秋田県福祉施設士会の設立総会が

開かれ、翌2009(平成21)年3月2日には福祉サービス第三者評価機関として県の認証(番号:秋評機08-1。これまでに3度更新)を受けた(法人設立の経過については、「福祉施設士」2012年4月号掲載「福祉施設士のめざすもの」参照)。

その後、2012(平成24)年度からは、社会的養護関係施設の第三者評価事業の受審が義務化されたことから、当会も全国組織の認証を受け、法人認証名「NPO 法人秋田県福祉施設士会」(認証番号:2409-004-01。これまでに2度更新)として、受審が義務化された施設の評価活動にも取り組んできた。

2009(平成21)年度から2014(平成26)年度



秋田県福祉施設士会で独自に行っている評価者研修会

までの評価実績は、3名の評価調査者により行われ、対象施設の種別は、障害関係施設3件、社会的養護関係施設10件(内訳：児童養護施設2、母子生活支援施設7、児童自立支援施設1)、保育所6件となっている。活動開始の初期を除いて概ね年間4～5施設を評価しており、2015(平成27)年度も4件が評価進行中ないしは受審予定となっている。社会的養護施設については他県からの評価依頼もあり、一定の信頼を得ているものと自負している。

なお、社会的養護関係施設の第三者評価事業については、全国共通の基準ガイドラインに基づき、全国組織による認証がされた評価機関が実施することになる。また、都道府県組織が認証した評価機関による実施も可能である。全国組織によって認証された各評価機関は、3年間で10件以上の施設の評価を目指すことされているが、当会では、残念ながら2012(平成

24)年度から2014(平成26)年度までの実績は9件にとどまっており、次の3年間での目標達成を目指している。

評価結果の公表については、社会的養護関係施設では、評価結果の公表が建前となっているが、各都道府県組織における受審評価結果の公表は、施設側の同意がなければ公表には至らない。当会として行う評価機関では、1件の未公表以外は全ての受審施設の結果が公表されている。

当会は、評価機関としての認証以来、7年目を迎えているが、当会においても様々な経営努力が必要となっている。特に第三者評価事業の評価調査者の確保が必要となっている。評価調査者の養成研修が毎年行われなければならないほど、各施設種別、各業界がめまぐるしい外部環境の変化に振り回されている。法制度の見直しを受けて、評価調査者の質の向上も

図 受審施設から提供を受ける資料等の一覧 (母子生活支援施設の例)

事前提供資料等一覧 (母子生活支援施設版)		
No.	確認資料	チェック
1	自己評価票	
2	基本情報調査票	
3	定款・諸規程(運営規程、委員会規程など)	
4	法人及び施設の沿革・概要が記載された書類	
5	サービス内容等を記したパンフレット、チラシ等印刷物	
6	広報誌・保育所(園)だより等(過去1年間のもの)	
7	法人及び施設の中・長期計画	
8	事業計画書(過去2年間のもの)	
9	事業報告書(過去2年間のもの)	
10	年間行事計画(当該年度のもの)	
11	年間保育計画(当該年度のもの)	
12	役職員の業務分掌表	
13	役職員の年間研修計画	
14	人事考課に関する資料(様式や職員への説明資料等)	
15	研修レポート、復命書(所(園)長、主任保育士、事務職員等職層ごとに各1部)	
16	外部監査に関する資料	
17	指導計画(入所児2～3名)	
18	保育(記録)日誌(入所児2～3名)	
19	面談(相談)記録(入所児2～3名)	
20	苦情相談記録(2～3件)	
21	ケース検討記録(入所児2～3名)	
22	入所児に関する引継ぎ・送り記録(入所児2～3名)	
23	ヒヤリハット事例(2～3事例)	
24	事故報告書(2～3事例)	
25	防災マニュアル	
26	衛生管理マニュアル	
27	感染症対策マニュアル	
28	事故発生等緊急時対応マニュアル	
29	苦情等対応マニュアル	
30	実習生受け入れに関するマニュアル	
31	個人情報保護に関するマニュアル	
32	ボランティア受け入れに関するマニュアル	
33	児童虐待等対応マニュアル	
34	不審者等への対応マニュアル	
35	献立表(過去1か月間のもの)	
36	利用者意向調査に関する資料(調査資料、意見書等)	
37	退所児に関する引継ぎ・送り記録	
38	重要事項説明書様式(サービス内容を説明したもの)	
39	保育サービス契約書様式	

◆ 事前に提出可能な資料等について、チェック欄に○印を記入のうえ送付してください。

注1) 上記資料のうち、印刷製本済みで、コピーすることが難しいもの(事業計画・事業報告・パンフレット等)については、在庫があれば各3部を提出ください。それ以外のコピーが可能なものについては、各1部をお送りください。

注2) No.16～24までの資料は、できる限り同じ利用者に関するもので、個人名が特定される部分は塗りつぶすなどして提出ください。



事前提供資料を読み込んだ上で訪問調査に臨む

問われていることを痛感している。

### 第三者評価事業の実施から見える課題

各施設・事業所の「提供している福祉サービスの質を向上させる」ためには、経営上の様々なツール(ISO認証や「福祉QC」活動、リスクマネジメント手法の導入など)がある。第三者評価も、福祉サービスを向上させていくためのツールと考えればよい。いずれのツールを用いようとも、施設を向上させていく姿勢・取り組みが大切になってくる。すなわち、組織全体が目標を立て、それを実現するような取り組みがあって始めてなしえてくるものである。

第三者評価事業については、以下の点が課題としてあげられる。

#### ①受審施設の少なさ

全国の社会福祉法人数は約2万あり、内、福祉施設経営法人が1万7千と言われている。提供される福祉サービスの質のバラツキを無くし、全体の底上げに資する必要性から第三者評価が創設されており、第三者評価事業の受審を通して、組織としての自己点検がなされるものである。利用者や家族からすれば、どの施設を利用しても質の担保されたサービスであって欲しいことは自明であろう。しかし、第三者評価事業の受審が義務化された社会的養護関係

施設は別として、全体としてはなかなかかどらないのが現状である。全国社会福祉協議会の調査による2013(平成25)年度の受審施設数は4,131にとどまり、主な施設の受審率では、特別養護老人ホームで7.01%、保育所では5.58%となっている。

#### ②組織全体への波及と徹底

受審した法人・施設では、組織全体で「施設としての自己評価」が1本にまとまり、自法人・施設の強みや弱みが浮かび上がり、関係職員の気づきが得られる。また、制度上の最低基準を遵守とした行政による監査よりも、サービスの質の面ではより上位にくる取り組みになる。さらに、単に評価する・評価を受けるというだけの関係性ではなく、評価結果の公表を通じた施設側と評価機関との協働作業ととらえたほうが適切であろう。

例えば、組織全体の管理を捉える場合、確かに施設長(や管理者)は、利用者や職員等に対する理念・使命について「頭の中に描いた地図」を持っていても、組織全体の共有には至っていないことがある。そこで、施設長の「頭の中に描かれた地図」を、誰が見ても納得できるような文章化、マニュアル化する作業が必要となってくる。その施設(事業所)としての方針や手法を「見える化」しないと、サービスの質向上には繋がっていかないのである。

従って、サービスの質向上を目指す場合には、所管する担当者(施設全体の方針であれば施設長)を中心に、組織全体の方向性を職員全体で共有することからはじまることを、組織のリーダーは自覚しなければならない。この原則は、利用者に向けてであれ、地域に向けてであれ、組織全体の取り組みであれ、変わらない。

第三者評価事業は、こうした認識を前提としている。法人・施設においては、質の向上に向けた端緒となる機会ととらえ、評価機関とも積

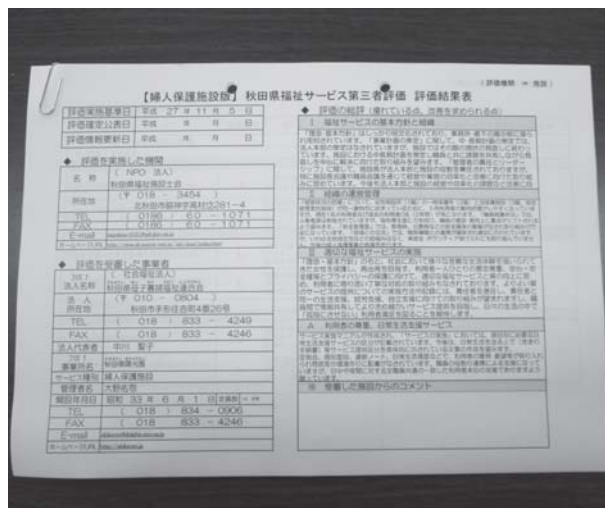
極的にやりとりをしていただきたいと考えている。

### 第三者評価の受審と公表は、社会への姿勢を示す

第三者評価基準ガイドラインの共通評価項目は、「I 福祉サービスの基本方針と組織」、「II 組織の運営管理」、「III 適切な福祉サービスの実施」で構成され、IIの中には、「運営の透明性の確保(インターネット等による情報公開等)」や、「地域との交流(利用者との交流、ボランティア受け入れ等)、地域貢献(施設機能の還元、ニーズに基づく施設活動の取り組み・展開)」といった内容がある。これまで当会が実施してきた第三者評価(自己評価も含む)の結果からは、概ねこれら(小区分にして計7項目)に関する評価が低い傾向にある。このことは、法人・福祉施設から発信する情報の不足も少なからず影響していると考えられる。

福祉施設(事業所)が、地域社会からの「見える化」をどのようにすすめるか(透明性の確保)については、利用者・職員の安心と安定した生活を継続するうえでのコアになるとともに、社会からの「信頼」を得るための施設経営手法の取り組みが必要となってくる。当然のことであるが、施設経営者は、「国民の税金が投入されている」という意識を持ち、「見える化」「見せる化」、さらに「施設への触れる化」を増進していくことも考えていかなければならない。

そして、地域社会へ向けて、「施設機能の還元と説明責任」を果たすのは、「地域の一員としての意識」を、施設(事業所)のトップが持ち得ているかどうかにかかっている。このことは、法人・施設全体の意識レベルの高さに間違いな



事業者にフィードバックする評価結果

く関係している。

今後、法人・施設による地域社会での福祉ニーズの掘り起こしと、その分析調査等によって、住民に必要とされている情報やサービス提供の着実な取り組みが、法人・施設の役割としてさらに必要性が高まるであろう。その際は、地域から信頼されている法人であることが必要条件であり、だからこそ、運営の透明性やサービスの質の担保を全国的な基準で客観的に示すことのできる第三者評価事業の価値は大きい。

評価結果の積極的な活用と公表を通して、法人・施設が地域から求められる期待に応えていくことを望んでいる。

### <参考>

全国社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価事業

<http://shakyo-hyouka.net/>

特定非営利活動法人秋田県福祉施設士会

<http://www.ab.auone-net.jp/~aki-dswi/>



社会福祉法人・福祉施設の情報公開の一環としての「見える化」については、インターネットによる法人の情報公開が義務化されたことは周知のとおりである。情報公開のねらいは、公的財源が投入される組織として説明責任を果たすためばかりでない。法人・施設の活動について地域からの理解と信頼を構築するうえでも、法人の理念や使命そして実績を、利用者や職員だけでなく、地域住民や自治体にもきちんと示す必要がある。その意味で情報公開は、「言われたからやる」姿勢ではなく、自ら取り組むべき課題と位置付けていかなければならない。

一方、インターネットを巡る環境の変化は、スマートフォンやタブレットへと個人端末の普及が進み、さらに、ホームページや掲示板といった使い方以外にも利用は広がっている。情報の発信、受信ともに莫大な情報やデータが流れるようになった結果、単にホームページに法人・施設に関する資料を載せただけでは、積極的に見てくれる人は少ないのが実態といえる。今日問われている情報の発信は、「見える化」よりもう一步踏み込んだ「見せる化」となっている。

また、インターネットによる情報発信は、受ける相手を問わず、発信後に拡散していく可能性もあることから、適切な管理の元に進めることが必要となる。しかしトラブルの発生をおそれるあまり、情報の受け手とのコミュニケーションを拒む一方的な発信だけでは、法人・施設外部との信頼関係の構築に資するとは言い難い。その意味からも管理者には慎重かつ果敢な対応が求められる。

そこで、インターネットを活用した情報発信のポイントについて、地域・団体・企業の情報発信に取り組む齊場俊之氏に寄稿いただいた。



# 地域で見える化・ 見せる化を進めるために インターネットを活用した情報発信のポイント



さいばーとれいん 代表 齊場 俊之 氏

社会・地域における福祉の発展・充実を使命とする社会福祉法人は、その公益的性格から事業の透明性の確保が求められている(社会福祉法第24条)。また、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うように努めなくてはならない(同75条)。さらに、平成26年5月29日の厚労省通知「『社会福祉法人の認可について』の一部改正について」により、経営情報のインターネットを活用した公表が義務化されたことも記憶に新しい。

このように、社会福祉に対する関心の高まりに加え、利用者が拡大・多様化する中、必要とされる情報の量と対象者は拡大しており、従来の手段に加え、ICT(情報通信技術)、特にインターネットを活用した利用者への情報の提供と交流が求められるようになってきている。

本稿では、社会福祉法人・施設におけるインターネットを活用した情報発信について、その考え方と手法を中心に述べていきたい。

## 社会福祉法人・施設におけるインターネットを活用した情報発信の必要性

社会福祉サービスは多岐にわたる上、利用者個々のニーズによりその利用の適否が異なる。さらには、利用者の状況に合わせ、サービスの提供は適切なものが即時的かつ柔軟に行われなくてはならない。

そのため、社会福祉サービスは一般的な消

費行動とは異なり、利用者の判断のみで選択されることは少なく、専門職や社会福祉法人・施設の十分な支援と相互のコミュニケーションのもとで行われることが一般的である。

そこで、社会福祉法人・福祉施設における情報発信は、自らが提供するサービスについて可能な限り多様な手段で明示し、その利用について利用者と法人・施設との間でコミュニケーションが生まれるような仕掛けがあることが望ましい。

これまで、福祉サービスにおいては、直接面談や紙媒体による情報発信が主で、「利用者が高齢者・障害者だから」「地方では利用者が少ないから」という理由でインターネットによる情報発信に消極的である面が見られた。

しかし、近年における国民の情報収集の手段は、年代や地域を問わず急速に高まっている(図1)。

実際の利用シーンを考えても、利用者と離れた家族や親族が遠方から地方の福祉サービス

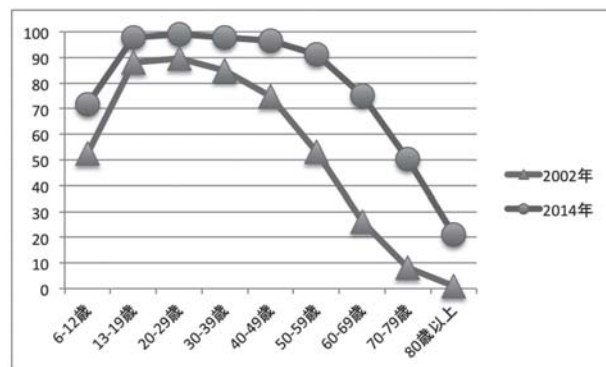


図1 インターネットの年代別利用率

出典：平成27年度版情報通信白書

の情報を知りたいという時に、インターネットは有効な手段となろう。また、視覚障害者や聴覚障害者などがアプリケーション等を活用して、自ら情報収集が可能になっている点も見逃せない事実である。インターネットによる情報提供は、後述する点からも利用者と施設をつなぐツールとして優れた特性があり、福祉サービスを業とするものの情報提供手段として必須であるものと考えても差し支えがないだろう。

## インターネットによる情報発信の特性を知る

インターネットを活用した情報発信をするにあたって重要なことは、その特性を理解した上で、利用者が求める情報にどのように答えていくかが大切である。

インターネットによる情報発信が持つ特性には、主に以下のようなことが考えられる。

### ●即時性

今おきていることを、今伝えることが可能である。

### ●拡散性

不特定多数の人に低コストで広く発信することができる。

### ●自己発信性

他者に依頼することなく、自身で発信ができる。

### ●双方向性

情報が送りっぱなしにならず、受け手からコメントを受け取ることができる。

### ●公開性

情報をあらゆる人に閲覧できる状態におくことができる。

これらの特性を活かし、法人・施設の普段の姿やイベントなどでいきいきとした姿を伝えることは、利用者のご家族への安心を与えることに寄

紙 (広報誌)	放送 (テレビ・ラジオ)	インターネット (Web・SNS)
○地域の人にピンポイントで情報を届けられる	○地域に広く周知できる	○全国（全世界）に向けて発信できる
○広い年齢層に届く	○影響力が大きい	○情報をすぐ届けられる
×情報をすぐ届けるのには向いてない	×情報を取り上げてもらえるか、どう取り扱われるかは分からない	×その人が興味を持ってもらわないと届かない

図2 情報発信における各媒体の特性

与する。また、法人・施設の透明性の確保につながり、周辺住民や行政など法人・施設を支える人々への共感を呼び、地域の方の信頼、さらには支援につながるものとなろう。

また、情報発信の際考えられる他の媒体との違いについては、図2にまとめた。

これらの媒体はそれぞれに長所がある。多様な利用者が存在する福祉サービスにおいては、自らが持っている情報をあらゆる媒体を活用して発信していくことが大切であると考えられる。

## SNSを知り、活用する

昨今普及している「Facebook」「twitter」「LINE」などのソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)は、人々の持つ「つながり」を通じて情報をやり取りするサービスである。

利用者が検索して見に行くことではじめて情報入手できるホームページ(ウェブサイト)と異なり、登録した人の端末に直接情報を届けることができるため、より身近で、リアルタイムに近いコミュニケーションを取ることができる(図3)。

現在、国内で普及している主なSNSについては図4のようなものがある。

これらSNSは、サービスによって利用者層、伝えられる内容、伝わる範囲が違うので、それ

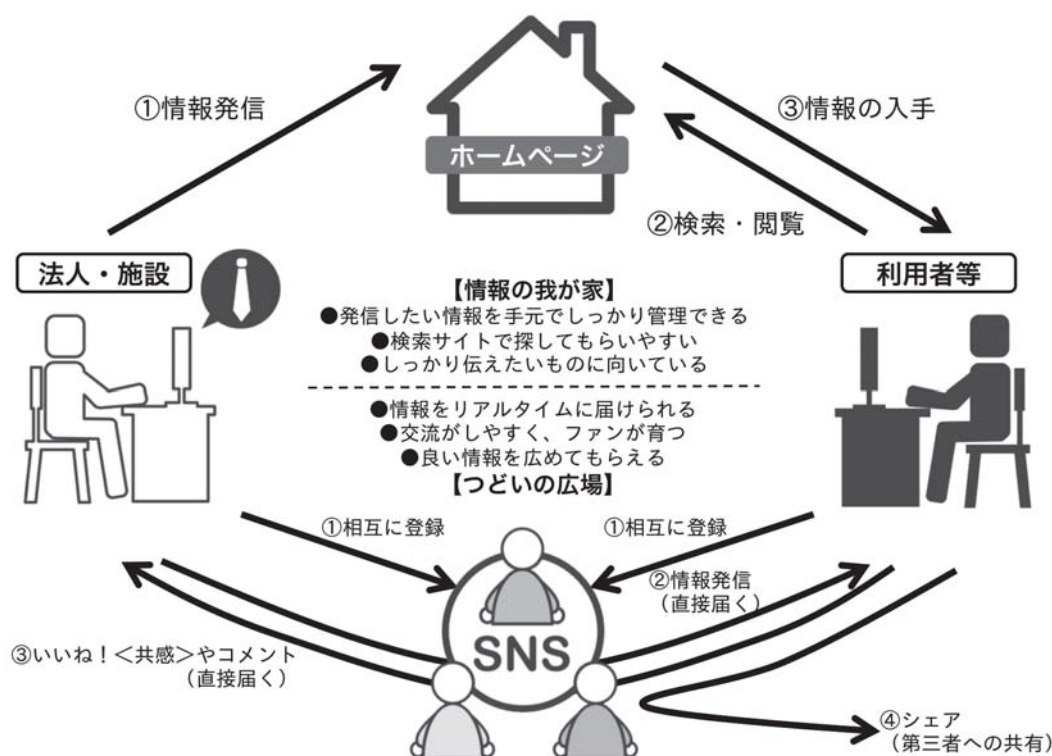


図3 ホームページとSNSの違い

SNS	国内 ユーザー数	国内 アクティブ率	海外 ユーザー数	主要年齢層	特徴
Facebook	2400万人	53.1%	13億5000万人	20代、30代だが高年齢層も強い 同窓会などで活用	母校・会社など実社会の関係でつながりやすい 「いいね!」による共感指標
twitter	1980万人	60.5%	2億8400万人	10代、20代 特に10代に強い	短文での投稿 不特定多数との交流 日本で人気 ← 震災による活躍
LINE	5200万人	90.6%	5億6000万人	10代、20代 両親、祖父母へ波及 PTAなどでの活用も	基本クローズド 身内・友達中心 LINE@による告知 LINE GAMEやLINE PAYなどアプリ
Instagram	-	76.7%	3億人	10代、20代	写真に特化したSNS 他のSNSとの連携が充実
Pinterest	-	73.4%	7000万人	10代から50代まで 幅広く活用	自己問わず写真を集め、 アルバム化するSNS
LinkedIn	-	-	3億人	30代~50代	仕事や技能など「プロフィール」 を共有するSNS 海外ではビジネスで活用
mixi	-	60.3%	-	20代~30代	国産のSNSの先駆け。 利用率は低下しているが、趣味や ゲームを通じたつながりが特徴
Google+	-	23.9%	11億5000万人	20代、30代だが高年齢層も強い	Googleの各種サービスを利用するため登録した人が多い? ARゲーム" INGRESS" との連動

図4 国内で普及している主なSNSの特徴

出典：ガイアックスソーシャルメディアラボ

<http://gaiax-socialmedialab.jp/socialmedia/368> などから筆者が再構成

らの特性を活かし、伝えたい情報にあったSNSを単体もしくは組み合わせて利用するのが良いだろう。

社会福祉法人・施設において、SNSは毎日

の法人・施設の取り組みや、思いを伝える場として活用しやすい。実際にアカウント(名義)を取得し、イベントや毎日の取り組みを紹介しているところもある(図5)。



図5 SNSを情報発信に活用している事例

出典：合志市社会福祉協議会Facebookページ  
<https://www.facebook.com/koshi.shakyo/>

SNSは、その投稿を見た人が気軽に「いいね!」などの応援のボタンを押したり、コメントを書き込んだりすることができる。また、友人など第三者に気軽に紹介する機能が付いていることも特徴であり、ボランティアや地域の人と交流するだけでなく、情報発信を通じた支援者の広がりを期待することができる。

民間企業においては、一方的な発信にとどま

らず、消費者とコミュニケーションをすることで企業へのファンを増やす取り組みも行われている(図6)。人と人のつながりがサービスの根底にある福祉サービスにおいても、その活用が社会福祉法人・施設への共感や支援につながる可能性があるため参考としたい。

## 笑顔になれる情報発信をするために

インターネットを活用した情報発信において共感を得るためには、広報担当者だけが義務的に投稿するようなものではなく「スタッフ全員が広報担当」という意識を持ち、毎日の取り組みを積極的に投稿したり、ネット上でのコメントに応じていくことが良いだろう。

一方で、インターネットは私たちが意図しないような情報の受け取られ方や、誤解を招くような意図しない情報の拡散が行われることがある。

そのため、情報の発信にあたっては、以下のような点について法人・施設のスタッフで共有したい。

- 法人、施設の一員として、社会の一員としてふさわしい発信になっているか
- 利用者の個人情報発信していないか
- プライバシーや肖像権に配慮しているか

企業・団体名	利用しているソーシャルメディア	活用事例
NHK (日本放送協会)	Twitter @NHK_PR @NHK_NEWSWEBなど	ニュース番組等で利用者の声を積極的に取り入れている
シャープ	Twitter @SHARP_JP	企業の堅苦しさを取り除いた、フレンドリーな雰囲気交流している
ANA (全日本空輸)	Facebook	スタッフの裏話や、普段見ることのできない場所などを積極的に公開しファンを増やしている
清水寺	Instagram @feel_kiyomizudera	清水寺の日常や風景を「写真」で表現。海外のファンに向けての発信に成功している

図6 民間企業等における活用事例

- 利用者や他者を誹謗中傷するような内容になっていないか
- 著作権など他者の権利を侵害していないか

情報発信の肝は、発信した側も受けた側も、笑顔になれるような内容となっていることである。

また、インターネットを活用するにあたっては、積極的な発信と、それに伴って発生するコミュニケーション、万が一のトラブルに対応するために、以下のような準備を行っておくことが望ましい。

### ●情報発信担当者の設置

組織全体の情報の取りまとめ役、発信時の情報整理役、トラブル発生時の窓口である。

可能であれば専任が望ましい。専任でない場合は、イベントなど伝えたい時ほど現場は忙しく、十分な情報発信ができないことが多いので、組織内で担当者が情報発信業務に専念できるよう配慮する必要がある。

### ●組織全体で情報発信できる体制の構築

毎日現場で起きる「楽しい」や「嬉しい」を知っ

ているのはスタッフ一人一人である。情報を発信しやすいよう、広報担当者を中心に勉強会や情報発信プロジェクトチームを設けるのが効果的である。

### ●発信する情報の整理

利用者がどのような情報を求めているか、スタッフや利用者、家族などの支援者を交えて、その法人・施設の持つ「伝えるべきこと」を整理したい。そのためには、法人概要やあゆみ、事業内容、これまでの広報などから情報を収集し、多角的かつ俯瞰的に組織を見つめる必要がある。情報発信は、自らの存在と姿勢を振り返る良ききっかけとも言える。

### ●情報発信ガイドライン・ソーシャルメディアポリシーの整備と公開

法人・施設として公開する内容とその方法、注意すべき事項をガイドラインとしてまとめ、組織内で共有する。SNSを活用する場合は同様にソーシャルメディアポリシーを整備する。内容はホームページで公開しておくのが望ましい(図7)。

### ●トラブル対応マニュアルの整備

トラブルを未然に防ぐチェック体制、クレームな

### ソーシャルメディアポリシー

・ソーシャルメディアとの関わり  
玉名温泉つかさの湯では、ソーシャルメディアを通じた事業活動を推進しています。どなたでも、当社の運営するソーシャルメディア・サービスへの参加を歓迎いたします。参加に当たって 傾聴の姿勢を忘れずにお客様の声を聞くこと。ソーシャルメディアにおける情報発信や対応に責任をもち、誤解を与えないように注意することに留意し、良識ある一個人として責務を果たします。

また、当社ではスタッフ個々人が自主的にソーシャルメディアに参加し、意見を述べる場合がありますが、個人的な意見を述べているに過ぎず、必ずしも当社の見解、公式発表を表明しているものではありません。

・参加される皆様への注意事項  
玉名温泉つかさの湯に関係する発言をされる場合には、当社との関係を明示した上で発言ください。好戦的/反社会的な内容、公序良俗に反した内容、著作権侵害など法律に抵触する内容を発言しないでください。上記に反した内容と当社が判断した場合、予告なく該当する発言を削除することがあります。その行動により損害を蒙った場合には、賠償を求めることがあります。

・スタッフの皆さんへ  
ソーシャルメディアは当社のことを広く社会にご理解いただく、重要な機会です。誠実に、積極的に参加ください。顧客との守秘義務契約、就業規則、業務委託契約など社内内部規定に従った行動をとってください。誤解を与えることのないように、注意して発言してください。

図7 ソーシャルメディア・ポリシーの例

出典：玉名温泉つかさの湯

<http://www.tsukasanoyu.jp/company/socialmediaprivacy.html>

どが発生した際の報告・連絡・相談の流れや対応方法など、広報担当者をはじめとした役職員の役割分担体制を明確にしておきたい。

## 法人・施設の「今」を伝え、共感を広げよう

インターネットの普及は、人々の情報との付き合い方、つながり方を一変させるほどのインパクトがあった。

これまでは、情報の主体(テレビや、ラジオや、新聞など)から一方的に情報を受けるだけであった一般の人々が、自ら積極的に情報を収集し、さらには目にしたこと、手にしたもの、気づいたことなどをありのままにインターネットを通じて共有するようになった。

これは、人々が普段の暮らしの中で何気なくやってきた「井戸端会議」に通じるものがある。正確性に欠けるきらいはあるかもしれないが、人々の生の声を通じて伝わる情報には、人々は共感を持ちやすい。アナログからデジタルへと手

段は変わっても、その中にある人の気持ちは変わらずに届くものだ。

これまでも人とのコミュニケーションを大切に、人を支える取り組みをしてきた社会福祉法人・施設は、インターネットを人とのコミュニケーションを深めるツールとして捉えたい。正確な情報を自らホームページ等で発信するとともに、積極的にSNSなどの情報の輪に参加し、法人・施設の「今」を伝えていくことが、法人を取り巻く全ての人々の共感につながり、自ら持つ目的の達成と価値の向上に寄与するだろう。

### 参考：

- 総務省 平成27年版 情報通信白書  
<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/h27.html>
- 総務省 安心してインターネットを使うために 国民のための情報セキュリティサイト  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/security/business/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/business/index.html)

## 東北ブロックセミナー福島大会 開催報告

東北ブロック福祉施設士会・福島県福祉施設士会は、10月14日(水)・15日(木)の両日に渡り、東北ブロック福祉施設士セミナーをザ・セレクトン福島(福島市)で開催し、東北各県から社会福祉施設の施設長等63名が参加した。

東日本大震災発生から4年7か月がたった福島県では、津波そして原子力発電所の事故により、多くの人々が今なお、ふるさとを追われ仮設住宅などでの生活を余儀なくされている。

本セミナーでは「東日本大震災からの復興と教訓～原発事故による社会福祉施設の現状と課題」をテーマに掲げて発表が行われた。初日の発表の概況を報告する。

### 発表①「福島第一原発から30km圏内の真実 私は何を守れたのか!」

講師：特別養護老人ホームなごみの郷元職員

大井千加子氏

大井氏は、震災発生当時、福島県南相馬市の介護老人保健施設の介護長として勤務していた。地震発生後、利用者とともに自主避難中に津波に襲われ、施設は全壊。目の前で多くの生命が失われる。津波が引いた後も、大井氏たち職員は、入居者の生命を守るため、まさに命を懸けて取り組んでこられた。さらに福島第一原子力発電所1号機の水素爆発に続いて避難指示が相次いで出された。当初に避難した受け入れ施設が全て30キロ圏内にあったため、職員対応が困難となり、食料も少なくなり薬も届かない、水も出ないという事態に至る。混乱の

中で各地を転々とし、ようやく福島市の特別養護老人ホームなごみの郷に落ち着いたのは、3月17日の夜であったという。大井氏は、福島市内に落ちついた後も、浅い睡眠と悪夢、体の震え、止まらない涙、言葉や映像への敏感な反



大井 千加子氏

応が起きるなど、惨事ストレスによる心身の不調にも苦しめられた。4年が経過して多くの人の優しさ、真心に触れることができたと言及、参加者の涙を呼ぶ発表であった。(当日配布資料からの抜粋を別記)

## 発表②「子どもの安全な環境～放射能から子どもを守る」

講師：創世福祉事業団 霊山三育保育園園長 齋藤厚子氏

原子力発電所の事故により、自然環境は放射性物質に汚染され、保育園を取り巻く環境は大きく変化した。福島県北部にある霊山三育保育園では、園庭の除染を行うが、外出時の服装や遊び方、生活にも大きな制約を課せられる

こととなった。その結果、1年が経過した頃から、子どもたちの発達には異変が感じられ、運動機能面や集中力の低下した子どもが多くなったという。齋藤氏や保育士たちは、放射線や放射性物質についての知識を高めながら、日常生活の工夫や、これまで以上に五感を刺激する保育内容に取り組んできた。そして、起こる可能性の低いリスクを強調するよりも、放射線以外の健康に与えるリスクを少なくする生活を心がけるとが大切であると説明した。齋藤氏は最後に、多くの困難があったが、これからも子ども達の幸せと、安心して過ごせる保育環境に力を注いで行きたいと述べた。

(文責 福島県福祉施設士会事務局)

### 医療・福祉の防災に何が求められるのか(大井千加子氏作成資料から抜粋)

#### 1. 施設として、職員として

##### 最悪を想定する

- ① 本当に全員避難は可能なのか?(昼・夜)
- ② 医療・福祉の職員として、まず優先されるものは何か?  
・立場、地位、関係をどのように活かせるのか
- ③ 各種データの保護  
・利用者、職員、法制度、関係機関データも含む
- ④ 人・物の不足時にどうするか?  
・協力者は? 何をどのように? いつまでに?  
・連絡網は機能しているか? 機能不全時にどうするか?
- ⑤ 最終的に施設や職員はどうなるのか?

##### 遺体安置所で必要だったこと

- ⑥ 利用者と確信できる根拠  
・顔だけでは不安→衣類の名前・貼り薬の名称・古い傷・医療的処置 等
- ⑦ 地域に詳しい職員
- ⑧ 協力者(1人では抱えないこと)

#### 2. 地域や行政との連携の確保は

##### 避難や被害は施設だけではない

- ① 地域との関係の構築
- ② 具体的に、誰が来てくれるのか? どこへ行くのか?
- ③ 津波ハザードマップの確認。「想定以上」も考える
- ④ 行政の早い呼びかけ、実際に足を運ぶ
- ⑤ 短時間で多くの人を運搬可能な車両と人員の確保
- ⑥ 防災無線は機能しているのか。全地区を網羅しているのか?

#### 3. 自分として

##### 最悪を想定する

- ① パニックにならないのか? (昼・夜)
- ② 自分が、何を、どのように守るのか?  
・具体的な連絡手段・避難場所を確認しておく  
・災害時の持ち出し品の確認
- ③ 自分はどこまでなら職務に従事できるのか?  
・命、家族、経済、ストレス・・・  
※きれいごとではない
- ④ 自分を助けてくれるお守りの確認  
・生きる糧になるものを持つ。生死は紙一重。



## 関東甲信越静岡ブロックセミナー新潟大会 開催報告

10月15日(木)～16日(金)、新潟県新潟市の中心、日本一の大河信濃川の河畔に建つホテルオークラ新潟において、関東甲信越静岡ブロックセミナー新潟大会を開催した。本年度は92名の会員が参加し、水と緑とお米の都で「これからの福祉施設士の役割」と「今後高まる多様な福祉ニーズに応じて」をテーマに研修を行った。3本の講演内容を中心に報告する。

### 研修1「一生の仕事が見つかるディズニーの教え」

講師：公益社団法人難病の子どもとその家族  
へ夢を代表 大住 力氏

大住氏は、東京ディズニーリゾートを運営するオリエンタルランドを約20年間勤めた後、難病の子どもとその家族を東京ディズニーランドに招待する団体を設立した。ディズニーで得た仕事の理念が大住氏の行動の根幹であり、いきいきとするためのヒントを沢山語っていただいた。大住氏の力強い声で会場は静まり返り、参加者は食い入るように拝聴した。

その後、ミニコンサートとして、ソプラノ歌手の永桶康子氏(ピアノ伴奏：浅野加歩理氏)に、心和む故郷の歌、新潟の旅情を歌っていただいた。美しい歌声からは旅愁と心の癒しを多くいただいた。

### 研修2「福祉施設の危機管理について」

講師：危機管理アドバイザー 渡辺初雄氏

渡辺氏は、東日本大震災で発生した福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故に際して、その危機を瞬時に判断して周囲の人々に呼びかけ、福島県川内村から新潟県に避難をしてきた。その後渡辺氏は、各地において「語り継ぐ

福島」「今語られる勇気と決断 3.11福島の真実」をテーマに、学校、地域社会で講演活動をしている。大規模災害時に求められる福祉施設の危機管理のあり方を語っていただいた。

### 記念講演「連合艦隊司令長官山本五十六の真実」

講師：長岡市河合継之介記念館館長

稲川明雄氏

「やって見せ、言って聞かせ、やらせてみて、褒めてやらねば人は動かじ」。この言葉は、連合艦隊のトップであった山本五十六(新潟県長岡出身)の人心掌握術として有名な名言である。山本五十六の隠された真実と人を動かすマネジメントについて、稲川氏の巧みな話術により笑い感動とともに参加者は聞き入っていた。

最後に、次回開催県の群馬県福祉施設士会よりご挨拶をいただき、本年度のブロックセミナーを無事終えることができた。参加各位への感謝と、セミナーの企画立案準備に携わった新潟県福祉施設士会実行委員の皆様へ感謝を申し上げます。ありがとうございました。

(文責 新潟県福祉施設士会理事・事務局長 伊東一男)

# あんな

## 日本福祉施設士会 10～11月の活動報告

日付	内容
10月22日(木)	「全社協 福祉懇談会」(全社協事業)
11月24日(火)～25日(水)	第26回「福祉QC」全国発表大会

### 活動報告

#### 「全社協 福祉懇談会」 報告

全国社会福祉協議会は、10月22日(木)、全社協・灘尾ホールにおいて、「日本の福祉向上に責任を果たすために」のテーマのもと、「全社協 福祉懇談会」を開催した。塩崎恭久厚生労働大臣をはじめ、34名の国会議員、厚生労働省関係部局長、学識経験者の来賓に臨席いただき、都道府県・指定都市社会福祉協議会、各種別協議会関係者、福祉関係団体の役員等、300名を超える福祉関係者が結集し、決意表明、懇談を行った。本会からは、高橋紘会長をはじめ、岡田好清、村上耕治、古谷田紀夫の副会長3名が出席した。

本懇談会は、生活困窮者自立支援制度の本格実施や社会福祉法人制度改革など、福祉の本質が改めて問われているなか、福祉に携わる者が一堂に会し、互いの認識を共通のものとし、力を結集し行動し、日本の社会福祉の一層の向上前進を実現することをめざし、全社協が都道府県・指定都市社協、種別協議会等、関係団体に呼びかけて開催したものである。

全社協の斎藤十朗会長は、開会にあたり、昨今の社会福祉を取り巻く情勢に触れ、「今日ほど福祉分野がいろいろな意味で注目されている時はなく、また、改革の名のもとにさまざまな

制度改正が続いているなか、日本の福祉を誤りなき方向にもっていくためには、現場にある私たち関係者が日本の福祉を支えていくという認識を共通のものとし、利用者の福祉向上に向けて、声をあげていかなければならない。私たちは、福祉の理念、本質に照らして、よりよい福祉を構築していくことに力を尽くし、国会議員の皆様、厚生労働省の皆様には、そのためにお力添えいただかなければならない」と挨拶した。

続いて来賓挨拶では、塩崎厚生労働大臣、社会福祉推進議員連盟会長衛藤晟一参議院議員、前厚生労働大臣田村憲久衆議院議員から、それぞれ日本の福祉向上に向けて福祉関係者と一緒になって努力していく旨のご発言をいただいた。



塩崎厚生労働大臣からの挨拶

その後、全社協・地域福祉推進委員会桐畑弘嗣委員長、同・社会福祉施設協議会連絡会磯彰格委員長、同・全国民生委員児童委員連合会堀江正俊会長、日本社会福祉士会鎌倉克英会長から、それぞれの使命を果たし、日本の福祉向上に邁進していく旨の決意表明が行わ

れた。また、全社協を構成する各組織からの決意表明文が示され、各分野の福祉関係者が一丸となって、わが国の福祉向上に向けて、想いを新たに力を尽くしていくことを確認した。

本会が示した決意表明文は以下の通り。

### サービスの質の向上と地域の福祉推進に取り組みます

日本福祉施設士会は、福祉施設の経営管理の専門資格である「福祉施設士」を会員としています。昭和54(1979)年度の発足以来、福祉施設の経営管理と福祉サービスの質の向上の中核として社会福祉法人の経営に参画するとともに、経営管理能力の向上に勤しむ福祉施設士の活動を推進してきました。

今般の「社会福祉法等の一部を改正する法律案」の早期成立を期するとともに、次のことに全力で取り組みます。

#### 一. 福祉サービスの質の向上に取り組みます

私たち福祉施設士は、福祉サービス利用者の個人の尊厳の保持を旨とし、良質かつ適切な支援を主導するとともに、福祉サービスの質の向上に向けて絶え間ない取り組みを進めます。

#### 一. 専門性を活かし、地域の福祉増進に貢献します

私たち福祉施設士は、自らの専門性を活かし、地域の生活課題や制度の狭間にあって発見や解決が困難なニーズに積極的、先駆的に対応し、地域の福祉増進に貢献します。

平成27年10月22日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
日本福祉施設士会  
会長 高橋 紘

## 大会開催報告

### 第26回「福祉QC」全国発表大会 開催報告

11月24日、25日の2日間、第26回「福祉QC」全国発表大会を開催し、全国から集まった33サークルの発表者・見学者を合わせて116名が参加した。

1日目は、開会式に続くオープニング発表とし

て、「福祉QC」全国推進委員の永田穂積氏(東京都・いなぎ苑)から、「福祉施設士行動原則」に基づく実践報告を行った。永田氏は、利用者満足を推進するツールとして「福祉QC」活動が有効であり、管理のPDCAサイクルを回すこ

とを身につけることが管理者には課せられていると説明した。そして、福祉施設士行動原則に照らして、施設長として現場を大切にすることや、施設の良さをより打ち出していくことの重要性についても述べた。その後参加者は施設種別毎の4会場に分かれて、各職場の福祉サービスの質の向上や課題解決に向けてQC手法を用いて取り組んだ事例発表を行い、日本福祉施設士会「福祉QC」全国推進委員による講評が行われた。

2日目は、各会場で講評者によって選定された「優秀賞」を受賞した4サークルが全体発表を行い、参加全サークルと推進委員、外部講師による投票の結果、千葉県の特養老人ホームめぐみの里の「楽BODY」サークルが、最優秀賞を受賞した。参加及び各賞の受賞施設・サークルの一覧は、別表の通りである。

全体講評を行った一般財団法人 日本科学技術連盟嘱託・QCサークル東北支部世話人の尾辻正則氏は、全体に評価できる点として、①活動の幅が拡大していることから、自分たちだけで解決できない問題を多職種連携で解決しようとする発表がみられたこと、②活動の進め方において現状把握がレベルアップしていること、③実践により無形効果や波及効果が及んでいることをあげた。また、改善のポイントとして、①業務フロー図として仕事の流れや手順を書き記し、仕事の見える化をはかる(結果として改善ポイントの発見につながる)、②QCにおいて弱くなりがちな「歯止め策」について、「標準化(マニュアルの作成や改定)」「教育訓練」「管理の定着」を5W1Hで徹底する、③課題達成型の取り組みは、高い目標を掲げて「良さ」を追求するアプローチが大事であり、特に成功シナリオの追求(障壁や副作用等のリスクがないかの検討)にこだわった活動にしてほしい、との3点を

挙げ、参加者の取り組みのさらなる発展に期待を寄せた。



開会式で参加者に挨拶する杉 啓以子委員長



2日目は全社協・灘尾ホールで優秀賞授賞サークルによる全体発表が行われた



尾辻 正則氏による全体講評



最優秀賞を授賞しためぐみの里「楽BODY」サークルの事例発表者と同施設からの見学参加者

第26回「福祉QC」全国発表大会 事例発表施設一覧

	県名	法人名	施設名	サークル名	テーマ(内容)	出場回数
	北海道	黒松内つくし園	湯の里・黒松内	タラ坊	ラジオ体操に参加しよう	5
	青森県	わかば会	おうよう園	つくし	楽しい食事で意欲・健康アップ!	17
	宮城県	宮城県社会福祉協議会	宮城県援護寮	劇的スッキリ隊	コール0運動実施中～日常生活を見直そう～	4
	秋田県	県北報公会	陽清学園	がや、わや	学用品購入金額を3割減らそう	5
★敢闘賞	福島県	郡山清和救護園	希望ヶ丘ホーム	ひまわり	できるかな?できるといいな♪～お薬の自己管理を目指して～	7
優良賞	福島県	郡山清和救護園	郡山せいわ園	せいわ7	あなたの笑顔守ります!～菌みがきで毎日スッキリと～	24
優良賞	福島県	とやの福祉会	鳥川保育園	鳥'S☆キッチン	たのしく・おいしく・Let's eat!! ～楽しい食事の雰囲気作り、苦手な食べ物を減らそう!!～	9
優良賞	埼玉県	愛の泉	加須市東部地域包括支援センター	こいのぼりサークル	加須市の全委託事業における未達成率の低減 ～介護予防普及啓発事業の未達成率の低減～	初
	埼玉県	愛の泉	愛泉寮	くうが	子どもの不満感のある食事内容を改善しよう	18
	埼玉県	愛の泉	愛泉幼児園	温々サークル	降園時園庭で危険な遊びをしている5歳児を少なくしよう	20
敢闘賞	埼玉県	愛の泉	愛泉乳児園	フラワー	なでこの家の児における好き嫌いを減らそう ～Y君の副菜の好き嫌いを減らそう～	24
★最優秀賞	千葉県	太陽会	めぐみの里	楽BODY	腰痛予防でラック楽body! ～腰痛予防・対策を行い安心・安全な介護を!～	6
	東京都	江東園	江東園	Half and Half	いつまでもあなたらしく～Never Give Up～	2
敢闘賞	東京都	永明会	稲城市地域包括支援センターエレガントもむら	チーム エレガントもむら	介護予防事業の勧奨業務の見直し	9
	東京都	至誠学舎立川	至誠いしだ保育園	食いしんぼう	災害時に備えた対応～備蓄品の整理と役割分担～	2
	長野県	医療法人 博人会	桜ホーム	桜桃梅李	運動習慣で腰痛予防～心も身体もしなやかに～	5
優良賞	長野県	博仁会	博仁会 桜荘	NEW きんぎょ	夜間の尿漏れをなくそう～尊厳あるケアを目指して～	20
敢闘賞	長野県	博仁会	川上保育園	no miss	荷物の入れ忘れ、入れ間違いを無くそう!	18
優良賞	岐阜県	善心会	ラック	LAC CUSTOMIZE	レクリエーションの充実～利用者の笑顔のために～	3
敢闘賞	愛知県	福寿園	渥美福寿園	アタック25	リハビリで夢を叶えよう♪	8
敢闘賞	愛知県	福寿園	田原ゆの里	I♡にゅ～よく	お年寄りの肌に潤いを取り戻せ～STOP 皮膚トラブル～	初
敢闘賞	愛知県	福寿園	くすのきの里	赤ずきんちゃん'S	傾きをなおそう～この姿勢あなたならどうします?～	4
	愛知県	知多学園	むらさき野苑	ゆとり	車イスの整備をしよう!～車イスの掃除をしよう～	2
★優秀賞	愛知県	愛光園	愛光園 企画総務部	Access	法人本部における3Sの徹底 ～働きやすい職場環境を目指して～	初
	愛知県	知多学園	吉浜保育園	女子エトセトラ	園庭の玩具をきれいに片付けよう	初
敢闘賞	兵庫県	ささゆり会	ユニット型老人ホームサンライフひろみね	natural	自然排便の確立	初
	兵庫県	愛心福祉会	愛心園	BOA+	気づき、そしてより快適に～節電からみる愛心園～	初
	山口県	福祥会	ゆもと苑	Going	気持ち良く、買い物しよう ～見るは楽しみ、買うは楽しみ～	初
敢闘賞	香川県	瑞祥会	リリックケアセンター	LIFE	転落・転倒事故を減らそう ～施設生活を安全に過ごすために～	17
★優秀賞	香川県	祐正福祉会	ヌーベルさんがわ	ぶどうまんじゅう	残存能力を活かした移乗を目指して	10
敢闘賞	愛媛県	宇和島福祉協会	豊正園	くつつく防止	訓練室での接触事故をなくそう	7
敢闘賞	福岡県	ゆうかり学園	ゆうかり医療療育センター	リベンジ隊	医療廃棄物を正しく分別して出そう	4
★優秀賞	熊本県	志友会	くまもと芦北療育医療センター	療育の樟	「特性への気づき」×「チームワーク」＝「Mさんの安心」	14

各賞の選考基準は次の通り。優秀賞：各会場で講師者の評価が最も高かった発表。優良賞：優秀賞に次いで評価の高かった発表。敢闘賞：優秀賞・優良賞以外でテーマに普遍性のあるものや実効性があると認められた発表。★は、参加者の投票によって選ばれた「感動賞」授賞サークル。

## 第41期福祉施設長専門講座受講生募集のご案内

全社協・中央福祉学院は、第41期の福祉施設長専門講座の受講者募集を開始しました。本講座は、社会福祉施設長を対象に、施設経営に求められる専門知識や管理能力などをテキストや面接授業(スクーリング)を通して学習し、実践能力を高めることを目的としています。

通信学習の内容は、①社会福祉施設の経営管理、②社会福祉施設のサービス管理、③地域における社会福祉施設の役割と公益的取組、の3分野を中心にレポートに取り組んでいきます。面接授業(スクーリング)は、2回、各4日間ずつ出席いただきます。

本講座の修了者には、全社協会長から「福祉施設士」の称号が授与され、「日本福祉施設士会」への加入資格が得られます。

社会福祉法人制度創設以来の大幅な見直しが予定されている中で、社会福祉施設長がその高い専門性を発揮し、地域の生活課題・福祉課題に取り組んでいくことが期待されます。皆様のご受講をお待ちしております。



第40期生第2回スクーリングでの潮谷義子氏による特別講演

**受講期間**：平成28年4月1日～平成29年3月31日

**定員**：200名

**受講料**：205,700円(税込)

**受講対象**：社会福祉施設長(管理者)または理事長・理事等であって、社会福祉事業経験が1年以上あり、さらに次のいずれかに該当する方

①中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した方

②社会福祉主事(3科目主事を除く)、保育士、社会福祉士、介護福祉士、医師、理学療法士、作業療法士、看護師、精神保健福祉士、介護支援専門員資格のいずれかを有する方

③上記①②以外の方であって、2年以上施設長の職にある方

※社会福祉施設長(管理者)または理事長・理事以外の役職の方は、受講者が施設長相当の業務を担当していること等について代表者名による証明書をご提出いただきます。

**面接授業(スクーリング)日程**

第1回 平成28年6月18日(土)から21日(火)まで

第2回 平成29年2月18日(土)から21日(火)まで

**会場はいつでもロフォス湘南(神奈川県葉山町)**

**申込方法**：下記の中央福祉学院ホームページより申込用紙をダウンロードのうえ、必要書類を郵送してください。

**申込締切**：平成28年2月29日(月)

【受講案内・申込書のダウンロードはこちら】

<http://www.gakuin.gr.jp/training/course303.html>

## 第41期福祉施設長専門講座の受講を推進しましょう



日本福祉施設士会 会長 高橋 紘

全社協・中央福祉学院が実施する「福祉施設長専門講座」の受講申し込みの受け付けが、12月から始まりました。会報本号と前後して、各会員施設に宛ても受講案内をお送りしているところです。

これまでも本会では、本講座の受講勧奨を呼びかけて参りました。また、法人内の施設長のキャリアパスに本講座の受講・修了を位置づけている社会福祉法人も少なくありません。その上で改めて、以下情勢を踏まえながら、本講座の受講者増進に向けて会員諸氏のご協力を賜りますようお願いをいたします。

昨今の社会福祉法人制度改革の趨勢を鑑みて、福祉施設長の経営管理能力が今ほど問われていることは無いといっても過言ではありません。

法改正の趣旨は社会福祉法人制度改革であり、これまでもご案内のように経営組織のガバナンスの強化をはじめ、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組み等が骨子です。改革の推進は、理事長を中心とする法人経営者が取り組むことはもちろんですが、利用者・職員・地域に身近な立場で先頭をきって業務を執行し、牽引役となるのは福祉施設長です。その意味で改革の成否は、現場の福祉施設長一人ひとりの双肩にかかっているといえます。

福祉施設長の経営管理能力を高め、現場の力を底上げするために全社協が施設種別を横断して設置した唯一のコースが、「福祉施設長専門講座」です。時代に合わせたカリキュラムや教材等の改善を行いながら、次回で41年目を迎える歴史ある講座です。

本会では、過日開催された「全社協 福祉懇談会」において、福祉施設の経営管理にかかる専門職組織として、決意表明を行いました(33頁参照)。この宣言を多くの地域や組織で実行し、福祉サービスの質の向上と地域福祉の向上に資するためには、福祉施設士のなお一層の増進を図る必要があります。

そこで、本講座の受講を法人内外に広めていただき、国民の期待に応える社会福祉法人・福祉施設、福祉施設士としての存在を、実践と実績で示していきますよう、会員諸氏のご協力を重ねてお願いいたします。

# 福祉の動向

## 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」 取りまとめ（抜粋）

政府は11月26日に、第3回一億総活躍国民会議を開催し、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を取りまとめた。基本的な考え方及び緊急対策の中から介護・保育に関する記述を抜粋して紹介する。全文(PDF)は、首相官邸ホームページからダウンロードできる。  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/index.html>

### 一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策・成長と分配の好循環の形成に向けて

平成27年11月26日  
一億総活躍国民会議

#### I 「ニッポン一億総活躍プラン」の取りまとめに向けた基本的考え方の整理

##### 1. 基本的考え方（本文記述からの抜粋） （アベノミクスの成果と課題）

- 日本経済はデフレ脱却までもう一息のところまでできている。
- 足下の経済状況は全体として緩やかな回復基調にあるものの、一部に弱さもみられ、引き続き機動的な経済財政運営を行っていくべきである。
- 他方、人手不足が顕在化している。
- このため、これまでの「三本の矢」を束ねて一層強化した新たな第一の矢（希望を生み出す強い経済）を放ち、賃上げを通じた消費の拡大、生産性革命による民間投資の拡大等に取り組む必要がある。
- 経済成長の隘路の根本には、少子高齢化という構造的な問題がある。

○少子高齢化の進行が、労働供給の減少のみならず、将来の経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、経済の持続可能性を危うくするという認識が、将来に対する不安・悲観へとつながっている。

##### （包摂と多様性がもたらす持続的な成長）

- 若者も高齢者も、女性も男性も、障害や難病のある方々も、一度失敗を経験した人も、みんなが包摂され活躍できる社会、それが一億総活躍社会である。
- 一人ひとりの希望を阻む、あらゆる制約を取り除き、活躍できる環境を整備する。
- 多様性が認められる社会を実現していくことにより、新たな着想によるイノベーションの創出を通じた生産性の向上によって経済成長を加速することが期待される。

##### （最重要課題への対応による好循環の強化）

- 最重要の課題の一つは、結婚・子育ての希望を実現しにくい状況を克服することである。
- もう一つの最重要の課題は、高齢化が進む中で介護と仕事の両立がしにくい状況を克服することである。
- 一億総活躍社会の実現に向けて、新たな第二の矢（夢をつむぐ子育て支援）、第三の矢（安心につながる社会保障）を、希望出生率



1.8、介護離職ゼロという明確な目標に向けて放つ。

2. 略

## II. 緊急に実施すべき対策

### 1. 「GDP600兆円」の強い経済実現に向けた当面の緊急対策

- 投資促進・生産性革命の実現
- 最低賃金・賃金引上げを通じた消費の喚起
- 女性・若者・高齢者・障害者等の活躍促進
- ローカルアベノミクスの推進を通じた地域の付加価値創造力の強化

### 2. 「希望出生率1.8」に直結する緊急対策

- 結婚・子育ての希望実現の基盤となる若者の雇用安定・待遇改善
- 結婚、妊娠から子育てに至る各段階の負担・悩み・不安を切れ目なく解消するための支援の充実
- 出産・子育ての現場である地域の実情に即した働き方改革の推進
- 出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実
  - 待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの整備拡大量を40万人から50万人に拡大し、「待機児童解消加速化プラン」に基づく認可保育所等の整備の前倒しを図る。【特に緊急対応】
  - 子ども・子育て支援新制度の下で、新たに小規模保育事業所の整備を支援するなど、認可保育所以外の多様な保育サービスの受け皿の整備を進める。また、近隣住民等に配慮した防音対策を支援する。【特に緊急対応】
  - 企業側の取組として、子育て支援への事業主拠出金制度の拡充により、事業所内保育所など企業主導型の保育所の整備・運営等を推進することについて、平成28

年度予算編成過程において検討する。

- 保育士の人材確保を図るため、資格取得に向けた支援、保育補助者の雇用による勤務環境の改善や、離職した保育士の再就業支援などを行う。また、資料作成等の事務を簡略化して保育士が専門性の高いサービスに専念できるようにICTの活用による業務の効率化を推進する。さらに、朝夕の保育士配置要件の弾力化など、多様な担い手の確保についても年内を目途に検討する。
- 子育てを家族で支え合える三世代同居・近居がしやすい環境づくり
- 希望する教育を受けることを阻む経済事情など様々な制約の克服
- 子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化

### 3. 「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策

- 高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保
  - 2020年代初頭までに、介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすとともに、特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者を解消することを目指し、現行の介護保険事業計画等における約38万人分以上(2015年度から2020年度までの増加分)の整備加速化に加え、介護施設、在宅サービス及びサービス付き高齢者向け住宅の整備量を約12万人分前倒し・上乘せし、約50万人分以上に拡大する。【特に緊急対応】
  - 用地確保が困難な都市部等において、賃料減額といった国有地の更なる活用や用地確保に係る負担を軽減するための支援を充実させ、併せて施設に係る規制を緩和することにより介護施設等の整備を促進

する。複数の介護サービス基盤の合築等による規模の効率性を働かせた施設整備や既存資源を有効活用するための建物の改修を支援する。【特に緊急対応】

○介護する家族の就労継続への支援に効果的な介護サービスの在り方等を的確に把握するための調査手法の開発及び自治体による調査の実施により、第7期介護保険事業計画策定への活用を図る。【特に緊急対応】

○サービス付き高齢者向け住宅の整備を加速する。加えて、当該住宅に併設する地域拠点機能の整備も支援する。【特に緊急対応】

■求められる介護サービスを提供するための人材の育成・確保、生産性向上

○介護人材の確保を図るため、離職した介護職員の再就業支援、介護福祉士を目指す学生等への返還免除付き学費貸付の大幅な対象拡大、キャリアパスの整備を

行う事業主に対する助成の拡充などを行う。

【特に緊急対応】

○介護人材の離職防止のため、介護機器企業の育成支援などにより介護ロボットの活用を進め、介護人材の負担軽減を推進する。また、介護事業の生産性向上のため、ICTの活用や作成文書の削減・簡素化による文書量の半減など、事務負担の軽減を推進しつつ、業務プロセスの改善を図る。

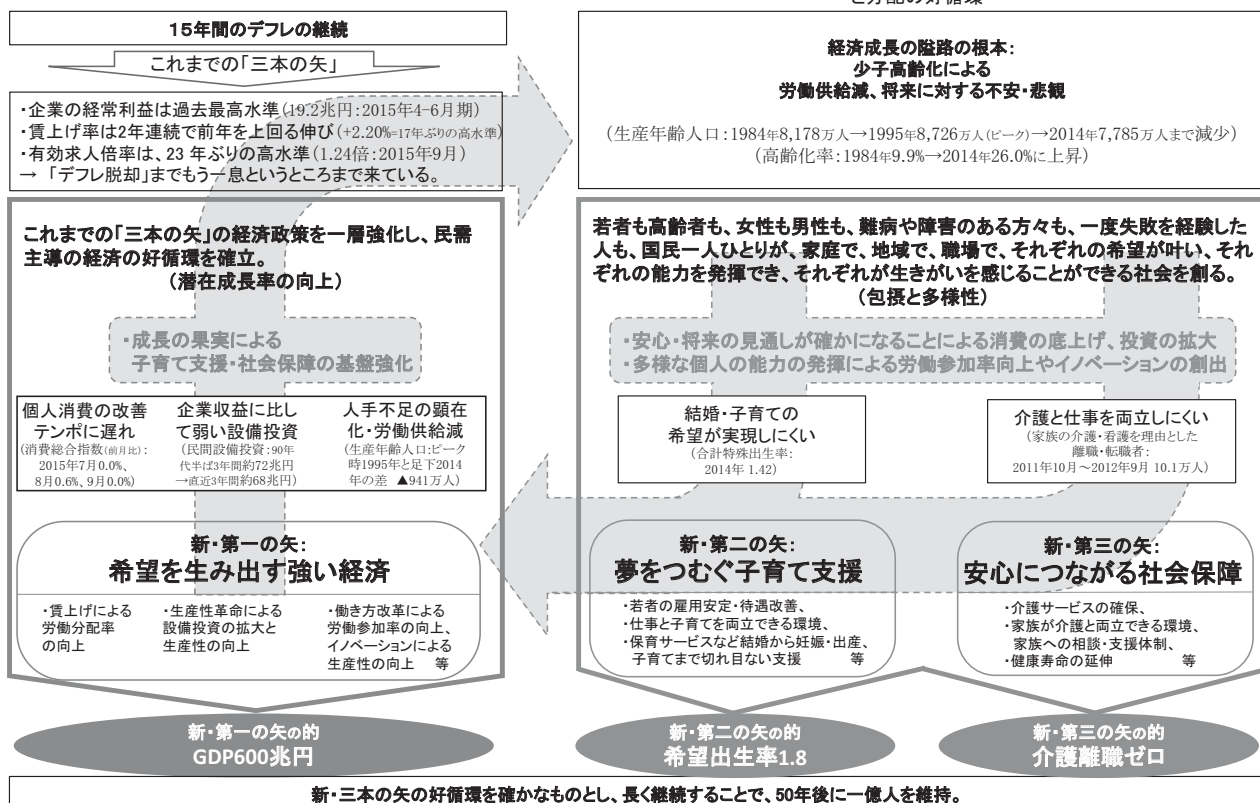
■介護する家族の不安や悩みに応える相談機能の強化・支援体制の充実

■介護に取り組む家族が介護休業・介護休暇を取得しやすい職場環境の整備

■元気で豊かな老後を送れる健康寿命の延伸に向けた取組強化

■生きがいを持って社会参加したい高齢者のための多様な就労機会の確保、経済的自立に向けた支援

一億総活躍社会は少子高齢化に直面した我が国経済の活性化策 — 包摂と多様性による持続的成長と分配の好循環 —



平成28年 1月～2月

## 【日本福祉施設士会行事予定】

12月15日現在

日 程	予 定 事 業
2月1日(月)～2日(火)	施設長実学講座(第5回)「コミュニケーションとロジカルシンキング」(全社協・第3～5会議室)
2月25日(木)～26日(金)	東海・北陸ブロックセミナー (富山県総合福祉会館サンシップとやま/富山県富山市) [お問い合わせ先]野積園 内 富山県福祉施設士会事務局 TEL:076-455-3535

### <ご意見・感想の募集について>

会員の皆様からご意見・感想をお聞かせください。

1. 会報の記事へのご意見・感想をお寄せください。

※特集記事、誌上講座にかかるご質問はもちろん、会報へのご意見や提案も受け付けております。

※本会事業に対してのご意見や、本会執行部・他の会員の皆さまへテーマを示した意見交換の提案なども受け付けております。

2. 文字数は、800字以内でお願いします。

3. 電子メールあるいはFAX、郵送にてご提出ください。

電子メールの場合は、日本福祉施設士会事務局(アドレス z-sisetusi@shakyo.or.jp)まで送信ください。

4. 会報発行月(偶数月)の前月(奇数月)の15日までにお送りください。

5. 掲載する場合は、都道府県ならびに会員ご氏名を掲載いたします。

### 会員名刺の追加発注・修正を受け付けています>>>

異動等による内容の修正はありませんか? 1セット(100枚)2,000円(税込)で承ります。

### 異動の連絡はお早めをお願いします>>>

在籍施設の異動等連絡先が変更となる場合は、お早めにお知らせくださいますよう、お願いいたします。

### 投稿をお待ちしております>>>

特集記事、連載記事への投稿をお待ちしております(下記事務局宛にお問い合わせください)。

### 退会を希望される会員の方へ>>>

退会を希望する場合は、所定の退会届を、当該都道府県福祉施設士会を通じて、本会会長宛にご提出ください。

## 事務局だより

「論点・福祉施設長」では、社会福祉法人嬉泉の石井啓常務理事をお訪ねしてインタビュー取材を行いました。就任して日が浅いにも関わらず、後継人材の育成についてお聞きするという大変不躰な質問にもいねいにお答えいただき、心より感謝を申し上げます。

11月に開催された「福祉QC」全国発表大会では、33サークルからの事例発表をいただきました。前回の大会でも若干みられ、今年はより顕著になった傾向は、プレゼンテーションのスライドに動画を載せた発表が増えたことです。例えば「移乗動作」が、改善の前後でどう変わったのか、動画で示せば説得力も増します。QC活動に限らず、日常の活動記録でも動画の活用は有効で、動画記録を元にした実践の振り返りを勧める研究者もいらっしゃいます。ただ、今回の発表では見られませんでした。今後、動画作成が当たり前になった時には、動画を撮ること自体を目的化しない、こぞという場面で効果的に用いる、といった配慮やセンスが求められるように思います。一方、運営側の悩みとしては、動画が入ったスライドはファイルが大きくなりがちなこと、ハード・ソフトの再生環境も整えなければならないことです。発表者の職場のパソコンでは動作が確認できても、発表会場ではうまくいかない場合もあります。これも過渡的なもので、また数年もすると環境が大きく変わるかもしれません。

## 福祉施設士 12月号

平成27年12月15日発行 通巻311号 偶数月15日発行  
定価500円(税込)

発行 社会福祉法人 全国社会福祉協議会・日本福祉施設士会

発行人 高橋 紘

編集人 杉本 憲彦

広報委員会

杉本 憲彦(広報委員長)/阿部 健二/三津井 和夫/  
庄司 英子/園田 謙雄/舟橋 博/榊田 和平/八木 利彦/  
大澤 澄男/蓮池 年民

〒100-8980

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

全国社会福祉協議会 法人振興部

TEL 03(3581)7819 FAX 03(3581)7928

URL <http://www.dswi-sisetusi.gr.jp>

# 職員の福利厚生はおまかせ!

## 新規会員募集中!

## 豊富なサービスメニュー

会員数  
**24.7**万人  
(平成27年7月現在)

### ソウェルクラブ “クラブオフ”

全国**75,000**か所以上の各種施設が優待料金。

- ホテル・リゾート ● ライフサポート
- レジャー ● ビューティー&スポーツ
- 映画

### 生活サポート

- 特別資金ローン
- ソウェル保険(団体生命・医療保障・積立)
- ソウェル保険(傷害・入院・がん)
- ショッピング 他

### 地域(都道府県)サービス

- 会員交流事業  
(日帰り・宿泊旅行、観劇・コンサート、テーマパークツアー、スポーツ大会、テーパールマナー 他)
- 地域開発メニュー  
(宿泊、リゾート、レジャー施設割引 他)

### トラベル&スポーツ

- 全国提携宿泊施設
- テマパーク
- 国内・海外パッケージツアー
- レンタカー
- スポーツクラブ
- スクール 他

### 各種情報提供

- ホームページ
- ハンドブック ● 情報誌
- オリジナル手帳の配布
- ソウェルクラブニュースの発行 他

## 充実した基幹サービス

- 生活習慣病予防健診 1人最大 **4,120円**助成
- 健康生活用品給付 毎年 **1品** 贈呈
- こころとからだの電話健康相談 相談料・通話料 **無料**
- 各種お祝品贈呈
  - ・結婚お祝い **1万円**の商品券
  - ・出産お祝い **1万円**の商品券
  - ・入学お祝い **5,000円**の商品券
  - ・永年勤続 5、10、15、20、25、30年勤続 **5,000円～5万円**相当の記念品
- 万が一の際
  - ・会員死亡 **60万円**(就業中の事故… **180万円**)
  - ・配偶者死亡 **10万円**
  - ・高度障害 **60万円**、後遺障害 **最高120万円**
  - ・入院 1日 **1,000円**、入院中に手術 **手術内容に基づき給付**
  - ・災害見舞金 法人 **20万円**、会員個人 **1万円**
- 資格取得 **5,000円**相当の記念品
- 各種講習会 受講料・教材費 **無料**
- 海外研修 費用の **半額程度**助成
- クラブ・サークル活動 1人あたり **1,000円**助成
- 指定保養所 **優待料金+会員2,500円**引き
- 会員制リゾート **法人会員料金**



# ソウェルクラブ Sowel CLUB

ソウェルクラブの資料請求、加入のお申し込みは

## 社会福祉法人 福利厚生センター

<http://www.sowel.or.jp>  
TEL ☎ 0120-292-711

詳しくは  で  または、お電話でお問い合わせください。  
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-3-1 NBF小川町ビル10階